

水俣病關係年表

水俣病関係年表

明 治

1889年(明治22年)	4月	水俣村制施行(人口12,040人)
1906年(明治39年)	1月12日	野口遵、鹿児島県伊佐郡大口村に曾木電気創立(資本金20万円)
1908年(明治41年)	8月	日本カーバイト商会水俣工場、製造を開始。(曾木発電所より電力を供給)
	8月20日	曾木電気、日本カーバイト商会と合併し日本窒素肥料株式会社(以下「日窒」という。)発足。資本金100万円

大 正

1912年(大正 1年)	12月 1日	水俣町制施行
1915年(大正 4年)		日窒、梅戸湾を含む広大な敷地に、硫安年産5万トンの新工場の建設開始
1918年(大正 7年)		水俣新工場完成

昭 和

1932年(昭和 7年)	5月 7日	日窒水俣工場に第一期アセトアルデヒド・合成酢酸設備稼働開始
1935年(昭和10年)	9月	日窒水俣工場、酢酸部門の生産量が、全国生産の50%に達する(この頃アセトアルデヒド製造技術確立する)
1941年(昭和16年)	11月 3日	日窒水俣工場、塩化ビニールを製造開始(日本最初)
1945年(昭和20年)	10月15日	日窒水俣工場、アンモニア合成・硫安の生産を再開
1946年(昭和21年)	2月	日窒水俣工場、アセトアルデヒド・合成酢酸工場製造再開
1948年(昭和23年)	10月	日窒水俣工場付属病院、市内で初の総合病院となる
1949年(昭和24年)	4月 1日	水俣市制施行(人口42,270人)
	10月	日窒水俣工場、塩化ビニール生産再開
1950年(昭和25年)	1月	日窒、新日本窒素肥料株式会社(以下「新日窒」という。)として再発足
1953年(昭和28年)	9月	水俣市立病院開院
	12月15日	水俣病公式第1号患者(水俣市出月・5歳11ヶ月)発病(56年に判明)
1956年(昭和31年)	4月21日	水俣市月浦の5歳の女児、脳症状を訴えて、新日窒水俣工場付属病院で受診
	5月 1日	細川一新日窒付属病院長、脳症状を呈する患者の発生を水俣保健所に報告 水俣病の公式確認
	5月28日	水俣市奇病対策委員会(保健所、水俣市、市医師会、市立病院、新日窒付属病院で構成、のち水俣市奇病研究委員会に改組)を設置し、患者の措置、原因究明にあたる
	8月 3日	熊本県、熊本大学に「水俣の原因不明患者の原因究明」の研究を依頼
	7月27日	新日窒付属病院に入院中の患者8人を「日本脳炎疑」として、水俣市隔離病舎に収容
	8月 3日	熊本県衛生部、厚生省に原因不明の脳炎様患者が多発していると電文報告
	8月13日	熊大勝木司馬之助教授、徳臣晴比古助教授、水俣現地で初めて患者診察、調査後、市奇病対策委員会と懇談、疫学調査の必要を確認
	8月14日	水俣市奇病対策委員会、熊大に原因究明を依頼

水俣病関係年表

1956年(昭和31年)	8月24日	熊大医学部、「水俣病医学研究班」(以下「熊大研究班」という。)を組織(班長医学部長尾崎正道教授)
	8月24日	熊大研究班の勝木、武内忠男、長野祐憲、六反田藤吉教授ら水俣現地調査、市奇病対策委員会と合同会議 新日窒附属病院細川院長、患者発生状況、臨床所見を報告、今後の研究について協議
	8月30日	水俣市隔離病舎に収容中の患者4人と月浦地区の患者1人、医療費負担のない「学用患者」として熊大医学部付属病院藤崎台分院に入院
	11月3日	熊大研究班、中間報告会で、「本疾病は伝染病患者ではなく、一種の中毐症であり、その原因は水俣湾産魚介類の摂取によるものである」と報告
	11月7日	水俣市衛生課、熊大に研究のための魚介類を送付 以後、熊大へ魚介類・ネコなどを検体として送りつづける
	11月25日	熊大入鹿山且朗教授ら、新日窒水俣工場廃水を採取
	12月1日	水俣市奇病対策委員会、54人(うち死亡17人)を水俣病と決定 公式にリストアップ
	1月17日	水俣市漁協、新日窒に対し、汚悪水の海面放流中止 流す場合は浄化装置を設置し、特に酸を中和し無害証明せよと申し入れ
	2月25日	新日窒水俣工場、水俣市漁協に対し 廃水は23年当時と変化はない 排水中のPH調節、沈殿池設置 排水口はしゅんせつ 漁獲減は合同調査を行うと回答
	2月26日	熊大研究班、水俣湾内の漁獲禁止が必要と報告
1957年(昭和32年)	3月26日	水俣市議会奇病対策特別協議会初会合(のち奇病対策委員会、水俣病対策委員会と改組)
	4月4日	伊藤蓮雄水俣保健所長のネコ実験で1例発病(水俣湾産魚介類投与開始後10日目) 実験的再現の最初
	5月	新日窒水俣工場、社内に水俣奇病の研究組織設置
	5月27日	水俣市、熊大入院患者の付添い人に食費月額4,000円支給を決定
	8月1日	水俣奇病罹災者互助会結成(会長=渡辺栄蔵、33・8・1水俣病患者家庭互助会に改称)
	8月16日	熊本県、厚生省に対し「水俣湾内産の魚介類に食品衛生法4条2号を適用すること」の可否について照会
	8月	水俣市漁協、地先漁業の自肅を組合員に通告
	9月11日	厚生省、熊本県の照会に対し「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないで、水俣湾内特定地域において捕獲された魚介類のすべてに対し、食品衛生法4条2号を適用することはできないものと考える。」旨回答
	10月15日	水俣市奇病対策委員会、12人(うち死亡3人)を水俣病と決定、患者計66人
	10月26日	厚生省厚生科学研究所「化学毒物として、セレン、マンガン、その他タリウムが疑われる」と発表
10月30日~31日	水俣市、奇病49世帯の実態調査 漁民の半数が転廻業、生活扶助17世帯など	
	12月13日	熊本県衛生部、水俣市長及び水俣保健所長に対し、水俣港改修にともなう同港の一部しゅんせつにともない「湾内魚介類の摂食の自肅について」地元漁協等関係者へ強力に指導するよう指示

水俣病関係年表

1957年(昭和32年)	12月26日	水俣市、奇病世帯に更生資金貸出(14世帯 64万円)
1958年(昭和33年)	2月7日	新日窒附属病院長細川一、開業医松本芳、市川秀夫、湯堂で脳性小児マヒ様の患者をはじめて診察(のちに胎児性水俣病と判明)
	7月14日	新日窒、排水中のセレン、タリウム、マンガンは基準以下、ネコ実験では3物質が原因とは断定できないとする「水俣奇病に対する当社の見解」発表
	8月7日	水俣市、市立病院から茂道で新患者発生の連絡を受け現地調査を実施
	8月15日	水俣市議会奇病対策特別協議会、水俣湾一帯の漁獲、食用自粛を促進すると決定
	8月15日	水俣市奇病対策委員会、水俣湾の魚を食べないよう地元へ自粛を要望、患者宅などを視察
	8月21日	熊本県、新患者の発生に伴い、熊本県漁連関係漁協等へ水俣湾内での操業厳禁を指導通達
	9月	新日窒水俣工場、アセトアルデヒド排水経路を変更 百間港排出をやめ、八幡プール貯溜、上澄水を水俣川河口へ放流
	12月2日	水俣市立病院に水俣病専用仮病棟完成、患者11人収容
	12月	水俣市議会で観光事業などの立場から「水俣病」の名称が問題となる
1959年(昭和34年)	1月16日	厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会発足
	3月26日	水俣奇病研究委員会、水俣市八幡の漁業者を水俣病と決定、これ以後、水俣川河口付近で発病者が相次ぐ
	6月19日~24日	水俣市長・市議会議長ら関係省庁に「漁獲禁止区域設定の特別立法」「早期原因究明」などを陳情
	7月	新日窒水俣工場、技術部に奇病研究室を設置
	7月8日	熊本県議会、「水俣病特別対策委員会」を設置
	7月14日	水俣市立病院に水俣病専用病棟落成 患者29人が公費入院
	7月14日	熊大研究班会議で有機水銀説報告
	7月21日	新日窒附属 病院細川院長、塩化ビニール、アセトアルデヒド廃水を直接投与するネコ実験を開始
	7月22日	熊大研究班、武内教授、徳臣教授らの研究を基礎として「水俣病は現地の魚介類を摂取することによって引き起こされる神経系疾患であり、魚介類を汚染している毒物としては、水銀が極めて注目されるに至った」と公式発表
	7月31日	水俣市鮮魚小売商組合、市漁協の漁獲した魚介類を一切取り扱わないと不買決議
	8月5日	新日窒水俣工場、熊本県議会水俣病特別委員会で、いわゆる有機水銀説に対する工場の見解として、有機水銀説は、実証性のない推論と反論し、35年3月まで浄化装置を完備すると約束
	8月6日	水俣市漁協・鮮魚小売商組合とともに新日窒水俣工場にデモ。新日窒水俣工場と第1回漁業補償交渉 漁業補償1億円 ヘドロの完全除去 浄化装置設置を要求(第1次漁民紛争はじまる)
	8月17日	水俣市漁協と新日窒の交渉が難航し、怒った漁民らは交渉会場に乱入。翌日警官隊実力行使、漁民・工場側・警官に負傷者多数である。
	8月29日	水俣市漁協・新日窒、水俣市長らの漁業補償あっせん案を受諾調印
	9月28日	日本化学工業協会大島竹治理事、有機水銀説を否定し「爆薬説」を発表
	10月6日	新日窒附属病院のネコ実験で「ネコ400号」が発症

水俣病関係年表

1959年(昭和34年)	10月17日	熊本県漁連、熊本県漁民総決起大会で 淨化装置完成まで操業停止 漁業補償要求などを決議、新日窒に交渉を申し入れたが、拒否され、工場に投石騒動、警官が出動(第2次漁民紛争はじまる)
	10月21日	通産省、新日窒に対し アセトアルデヒド製造工程排水の水俣川河口への放出を即時中止し百間港に戻せ 排水浄化装置の年内完成を指示
	11月1日	新日窒水俣工場、八幡プールの上澄水を工場内のアセチレン発生装置へ逆送再利用開始
	11月2日	不知火海沿岸漁民総決起大会(2,000人余参加) 漁民、操業中止を求めて工場内に乱入 100人余の負傷者が出る
	11月7日	水俣市の代表(市長、市議会など45人)が熊本県知事、県議会議長に「工場排水を止めることは、工場施設を破壊することになり完全に工場をつぶすことになる。水俣市とともに発展してきた工場を守ってほしい」と陳情
	11月12日	厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会、「水俣病は水俣湾及びその周辺に棲息する魚介類を多量に摂取することによっておこる、主として中枢神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物である」と厚生大臣に答申、翌日同部会解散
	11月24日	熊本県漁連、新日窒双方の依頼で、不知火海漁業紛争調停委員会発足
	11月25日	水俣病患者家庭互助会、新日窒に対し、一律300万円(総額2億2,400万)患者補償を要求
	12月17日	熊本県漁連と新日窒、不知火海漁業紛争調停委員会の調停案を受諾調印
	12月25日	厚生省、水俣病患者診査協議会設置(臨時) 新日窒水俣工場、排水浄化装置(サイクレーター、セディフローター)完成
1960年(昭和35年)	12月30日	患者家庭互助会と新日窒、調停案を受諾 「見舞金契約」調印
	4月12日	東工大清浦雷作教授、「アミン中毒説」を発表
	7月	水俣市漁協、水俣地先1,000メートル以内の漁獲禁止区域を設定し漁獲を自主規制
	8月	新日窒水俣工場アセトアルデヒド精ドレン循環方式完成
	9月29日	熊大内田慎男教授「水俣湾産の貝から、有機水銀化合物の結晶体を抽出した」と水俣病総合調査研究連絡協議会で発表
1961年(昭和36年)	10月	熊大入鹿山且朗教授、新日窒水俣工場アセトアルデヒド酢酸設備内の水銀スラッジを採取
	9月14日	厚生省、水俣病患者診査協議会を改組「水俣病患者診査会」発足(主管=熊本県衛生部)
1962年(昭和37年)	4月	水俣市漁協、水俣湾内を除き漁獲自主規制を解除
	4月17日	新日窒、労組に対し、安定賃金制を提示(安定賃金闘争はじまる)
	8月	熊大入鹿山且朗教授ら、(アセトアルデヒド)酢酸工場の水銀滓と水俣湾のアサリから塩化メチル水銀を抽出したと論文で発表
	11月29日	16人がはじめて胎児性水俣病または先天性水俣病と診定
1963年(昭和38年)	1月22日	新日窒労使、地労委のあっせんで妥結、協定書に調印(安定賃金闘争おわる)
	2月16日	熊大入鹿山且朗教授、熊大研究班の報告会で「新日窒水俣工場アセトアルデヒド酢酸設備内の水銀スラッジから有機水銀塩を検出した」と発表

水俣病関係年表

1963年(昭和38年)	2月20日	熊大研究班、水俣病原因で「水俣病を起こした毒物はメチル水銀化合物であるが、それは、水俣湾内の貝及び新日窒水俣工場のスラッジから抽出された。しかし、現段階では両抽出物の構造はわずかに違っている」と正式発表
1964年(昭和39年)	3月31日	「熊本県水俣病患者審査会設置条例」公布（水俣病患者診査会を改組）
	5月	水俣市漁協、水俣湾内漁獲自主規制を全面解除
	9月	水俣市議会、公害対策特別委員会を設置
	11月18日	水俣病犠牲者のための初の合同慰靈祭（患者家庭互助会主催、水俣市他が後援）
1965年(昭和40年)	1月1日	新日窒「チッソ株式会社」と社名変更（以下「チッソ」という。）
	3月7日	水俣市立病院付属湯之児病院（リハビリテーションセンター）開院
	5月31日	新潟大椿忠夫・植木幸明教授、新潟県衛生部に「原因不明の水銀中毒患者が阿賀野川下流海岸地区に散発」と警告 新潟水俣病の発生の公式確認
1966年(昭和41年)	6月	チッソ水俣工場、アセトアルデヒド設備排水を完全循環方式に改良
1967年(昭和42年)	6月12日	新潟水俣病患者 3世帯13人、昭和電工を相手どり、4,450万円の慰謝料請求を、新潟地裁に提訴 わが国初の公害裁判
	12月	チッソの納入税額の市税に占める率が22%に低下（昭和35年は45.5%）
1968年(昭和43年)	1月12日	水俣病対策市民会議結成（代表：日吉フミ子。のちに水俣病市民会議と改称）
	5月18日	チッソ水俣工場、アセチレン法アセトアルデヒド製造を中止
	9月26日	政府、水俣病について公式見解を発表「熊本水俣病は新日窒水俣工場アセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が原因」と断定 公害病と認定
1969年(昭和44年)	1月22日	水俣市議会、「水俣病補償基準の早急措置」を関係各省庁に要望することを決議
	2月	水俣海域を（旧）水質保全法による指定水域に指定、（旧）工場排水規制法によるメチル水銀化合物の水銀規制始まる。
	4月5日	患者家庭互助会、「一任派」と「訴訟派」に分裂
	4月15日	水俣市立病院附属湯之児病院に胎児性患者のための教育機関として、水俣第一小学校湯之児分校を開設。
	4月25日	水俣病補償処理委員会発足
	6月14日	患者家庭互助会訴訟派28世帯112人、チッソを相手取り、総額6億4,000万円余の慰謝料請求の民事訴訟を熊本地裁に提訴（第1次訴訟）
	12月15日	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（いわゆる旧法）公布
	12月17日	公害の影響による疾病の指定に関する検討委全体会議（厚生省）で特異な発生経過、国内外で通用していることから病名を「水俣病」と指定
	12月20日	厚生省、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき熊本県水俣市及び芦北郡田浦町、芦北町、津奈木町、並びに鹿児島県出水市を「公害地域」に指定
	12月27日	熊本県公害被害者認定審査会設置（県条例に基づく熊本県水俣病患者審査会は解散）
1970年(昭和45年)	1月21日	鹿児島県公害被害者認定審査会設置
	5月27日	患者家庭互助会一任派とチッソ、水俣病補償処理委員会のあっせん案を受諾 「和解契約」を結ぶ
	8月18日	棄却者9人、厚生大臣に行政不服審査請求

水俣病関係年表

1971年(昭和46年)	3月25日	チッソ水俣工場、アセチレン法塩化ビニール製造中止
	4月25日	水俣市及び保健所、地元医師の協力で多発地区、茂道住民の一斉健康調査
	7月1日	環境庁発足
	8月7日	環境庁、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」を通知(旧環境事務次官通知)
	8月7日	環境庁長官、棄却者9人の処分取消す(熊本10月6日、鹿児島10月8日認定)
	9月29日	新潟水俣病裁判判決(原告勝訴)
	10月5日 ~11月1日	熊本県、水俣湾周辺住民検診アンケート調査(対象者55,776人、漁業世帯は面接調査)
	10月11日	患者ら(のち自主交渉派)とチッソとの第1回補償交渉　自主交渉のはじまり
	11月14日	「みなまたを明るくする市民連絡協議会」が誕生　水俣病補償問題の早期解決　公害被害者救済制度の拡充　水銀ヘドロの埋立処理　水俣病の病名変更　市の経済基盤の確立　新規企業の誘致を関係方面に協力依頼することを決議
	12月28日	中央公害審議会、水俣病補償調停委員会を設置　調停を希望する調停派から補償調停申請を受理、調停作業をはじめる
	1972年(昭和47年) 2月7日 ~3月15日	熊本県、水俣湾沿岸住民健康調査第2次検診実施(対象者11,784人)
	2月23日	自主交渉派、大石環境庁長官、沢田熊本県知事ら立会いでチッソと初の自主交渉を環境庁で開く
	7月1日	公害等調整委員会発足(中央公害審議会を改組)
1973年(昭和48年)	12月15日	重度心身障害児(者)福祉施設「市立明水園」開園、胎児性水俣病患者ら13人が入園
	1月20日	患者家族141人、チッソを相手取り、総額16億8,000万円余の慰謝料請求を熊本地裁に提訴(第2次訴訟)
	3月20日	熊本水俣病裁判(第1次訴訟)判決(原告勝訴、確定) "　三木環境庁長官「48年度中にヘドロ処理着工」を言明
	4月27日	第1次調停申請者(30人)チッソと調停成立、調停調書に
	5月9日~10日	三木環境庁長官水俣視察、「水俣病総合センター建設」(現国立水俣病総合研究センター)を確認
	5月22日	熊大第2次水俣病研究班、「水俣湾とその周辺の魚介類は未だ危険、多量に摂取すると発病のおそれ」と研究結果報告
	5月27日	水俣市漁協、水俣湾の漁獲自主規制を実施(~50年3月31日まで)
	7月9日	患者5派(2次訴訟派を除く)チッソと補償協定に調印
	7月20日	水俣市漁協、チッソと漁業補償妥結(補償総額4億円)
	7月23日	厚生省、「魚介類の水銀の暫定的規制値」制定
	8月1日	在宅の胎児性水俣病患者の訪問教育はじまる
	9月28日	水俣市、「水俣病」の病名変更に関する署名をまとめる　署名者数は有権者の72%を占める
	10月1日	水俣市長ら、環境庁長官、日本神経医学会総会など関係機関に「水俣病」の病名変更を陳情
	10月22日	水俣病補償協定に基づく患者医療生活保障基金運営委員決定　メンバーは、熊本県知事、水俣市長、チッソ水俣本部長、患者代表7人の計10人

水俣病関係年表

1973年(昭和48年)	11月20日	不知火海沿岸30漁協、チッソと漁業補償妥結、(補償総額22億8,000万円)
	12月6日	鹿児島県出水市・東町・長島町の3漁協、チッソと漁業補償妥結(補償総額7億2,960万円)
	12月25日	2次訴訟派、チッソと補償協定に調印
1974年(昭和49年)	1月	熊本県、汚染魚封じ込めのための仕切網を水俣湾口に設置
	6月4日	水俣市、公害防止条例に基づきチッソと公害防止協定を締結
	8月29日	昭和49年度水俣病要観察者治療研究事業要項施行(のちに水俣病認定申請者治療研究事業と改称、単年度事業として継続実施)
	9月1日	公害健康被害補償法(いわゆる新法)施行。熊本県公害健康被害認定審査会設置
	10月11日	鹿児島県公害健康被害認定審査会設置
1975年(昭和50年)	12月13日	認定申請者406人、熊本地裁に水俣病認定不作為の違法確認請求訴訟を提起
	3月14日	水俣病患者・遺族ら103人、チッソ幹部を殺人罪、傷害罪で熊本県警に告訴・告発
	4月1日	水俣市立病院附属湯之児病院に胎児性患者のための教育機関として水俣第一中学校湯之児分校を開設
	4月1日	水俣市漁協、水俣湾内の操業禁止(公害防止事業期間中(1990年3月31日まで、熊本県漁業補償33億1,500万円))
	5月12日	水俣市、住民健康調査を開始(50~56年度)
1976年(昭和51年)	9月6日	熊本県・水俣市・水俣市漁協、水俣湾内漁獲自粛告知板設置
	5月1日	熊本県水俣病検診センター設置(市立病院に隣接)
	"	熊本県水俣湾公害防止事業所開設
	5月4日	熊本地方検察庁、チッソの元社長、元工場長を業務上過失致死傷罪で熊本地裁に起訴
	5月12日	運輸省第四港湾建設局八代港工事事務所水俣分室開設
1977年(昭和52年)	10月13日	水俣市議会、熊本県のヘドロ処理計画に同意
	12月15日	水俣病認定不作為の違法確認請求訴訟判決(原告勝訴、確定) 認定業務の遅れは違法
	3月28日	水俣病対策関係閣僚会議(官房長官・環境・大蔵・自治・厚生・通産・文部の各大臣、その後国土参加)開催
	5月31日	水俣市、チッソと公害防止協定の細目協定を調印
	7月1日	環境庁「水俣病対策の推進について」を発表 後天性水俣病の判断条件、認定業務は県が行う、などを内容とする
1978年(昭和53年)	8月1日	熊本県、水俣病相談事務所設置(熊本県検診センター内)
	10月1日	熊本県の認定審査「月間150人検診、120人審査」体制発足
	10月11日	水俣湾公害防止事業始まる 汚染魚封じ込めの仕切り網設置(拡大)
	12月16日	市議会各派代表・経済3団体・水俣病患者・労働団体・政党など27団体が参加し、「水俣病対策、水俣・芦北地域振興並びにチッソ水俣工場存続強化についての市民運動の会=略称・水俣市民運動の会」結成
	12月25日	水俣市民運動の会総決起大会開催(1,200人余参加)
	12月26日	一部住民ら水俣湾等ヘドロ浚渫工事差止仮処分申請書を熊本地裁に提出
	1月1日	水俣市公害モニター(現環境モニター)制度発足

水俣病関係年表

1978年(昭和53年)	4月12日・13日	水俣市長、市民運動の会会長ほか会員ら、水俣病対策推進、チッソ存続強化指導要望の署名(27,000人余)を持って、熊本県・国に対し、「水俣病患者の完全救済 環境復元 水俣・芦北地域の振興 チッソの存続強化について特別立法など具体的措置を陳情
	6月20日	国、水俣病対策について閣議了解 熊本県に対してチッソ県債の発行を要請(56年度分まで)
	7月3日	環境庁「水俣病の認定に係る業務の促進について」を通知(新環境事務次官通知) 水俣病の認定要件を蓋然性が高い場合とする
	10月1日	国立水俣病研究センター設立
	11月8日	棄却処分者4人、取消訴訟を熊本地裁に提起
	12月15日	申請者、認定業務の遅れに対する待ち料訴訟を熊本地裁に提起
	12月19日	熊本県議会、決議を付してチッソ県債発行を了承
	12月20日	熊本県議会「熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計条例」可決
	12月27日	第1回チッソ県債発行 発行額33億5,000万円
	1979年(昭和54年)	2月14日 「水俣病認定業務の促進に関する臨時措置法」施行 いわゆる「国の審査」実施
1980年(昭和55年)	3月28日	水俣病裁判(第2次訴訟)判決(原告勝訴)双方控訴
	4月1日	熊本県の認定審査、「月間150人検診、130人審査体制」へ
	7月6日	第2回チッソ県債発行 発行額22億2,000万円
	12月26日	第3回チッソ県債発行 発行額22億9,100万円
	3月12日	水俣市議会代表・経済3団体・医師会など41団体が参加し、「水俣港湾等ヘドロ処理事業促進市民運動の会」結成
	4月16日	水俣湾ヘドロ浚渫工事差止仮処分事件判決(申請却下)
	4月22日	水俣市長、水俣港湾ヘドロ処理促進市民の会代表ら、熊本県知事、県議会議長に署名(33,900人余)を添え、「ヘドロ処理事業の安全かつ早期着工」を陳情
	4月23日	水俣市議会、「水俣湾堆積汚泥処理事業の安全かつ早期着工に関する意見書」を採択、国、熊本県に提出
	5月21日	水俣病認定申請者ら85人、国、熊本県、チッソを相手どって「水俣病国家賠償等請求訴訟」(第3次訴訟)を熊本地裁に提訴
	6月6日	水俣湾公害防止事業再開(仮締切提着工)
1981年(昭和56年)	7月25日	第4回チッソ県債発行 発行額25億1,300万円
	9月18日	検診拒否はじまる
	12月26日	第5回チッソ県債発行 発行額23億4,800万円
	6月8日	水俣湾公害防止事業第1工区(緑の鼻地区)着工
	6月23日	第6回チッソ県債発行 発行額20億400万円
	7月1日	「小児水俣病の判断条件について」環境庁環境保健部長名で通知
	11月20日	国、水俣病に関する関係閣僚会議申合せ等でチッソ県債の3年継続発行を決定(57~59年度分)
1982年(昭和57年)	12月19日	熊本県議会、チッソ県債継続発行をやむ得ないものとする
	12月25日	第7回チッソ県債発行 発行額20億300万円
	7月2日	第8回チッソ県債発行 発行額22億8,400万円
	10月27日	水俣湾公害防止事業第2工区(明神地区)着工

水俣病関係年表

1982年(昭和57年)	10月28日 関西訴訟提訴 (原告大阪在住申請者ら40人) 12月28日 第9回チッソ県債発行 発行額23億2,100万円
1983年(昭和58年)	3月3日 水俣公害防止事業試験浚渫工事開始 5月17日 梶木環境庁長官、水俣病に関する関係閣僚会議において、チッソに万一不測の事態が発生した場合においても、熊本県財政にいささかの支障をもきたさないよう国側において十分な対応策を講ずる趣旨の発言 6月13日 水俣湾公害防止事業浚渫工事開始 (緑の鼻地区) 6月24日 第10回チッソ県債発行 発行額23億1,000万円 7月20日 「待ち料」訴訟判決 (原告勝訴) 国・熊本県控訴 12月23日 第11回チッソ県債発行 発行額25億9,000万円
1984年(昭和59年)	5月2日 東京訴訟提訴 (原告東京、神奈川在住申請者6人) 7月3日 第12回チッソ県債発行 発行額23億7,200万円 12月25日 国、水俣病に関する関係閣僚会議申合せ等でチッソ県債の3年継続発行を決定 (60~62年度分) " 第13回チッソ県債発行 発行額24億4,200万円
1985年(昭和60年)	3月19日 熊本県議会、決議を付して、チッソ県債継続発行を承認 7月10日 第14回チッソ県債発行 発行額23億3,600万円 8月16日 水俣病第2次訴訟控訴審判決 (原告4人勝訴、一人棄却、(8月30日確定)) 11月28日 京都訴訟提訴 (原告京都在住申請者ら5人) 11月29日 「待ち料」控訴審判決 (原告勝訴) 国・県は最高裁へ上告 12月12日 水俣湾公害防止事業第2工区 (明神地区) 浚渫開始 12月25日 第15回チッソ県債発行 発行額25億1,400万円
1986年(昭和61年)	3月27日 水俣病認定申請棄却処分取消訴訟判決 (原告勝訴) 被告控訴 6月28日 特別医療事業要項施行 7月31日 第16回チッソ県債発行 発行額22億2,000万円 8月1日 熊本県の認定審査「月間250人検診、200人審査体制」発足 10月6日 丸島・百間水路公害防止事業着工 12月25日 第17回チッソ県債発行 発行額21億8,000万円
1987年(昭和62年)	3月30日 水俣病第3次第1陣訴訟判決 ((行政による認定者を除く)原告勝訴) はじめて行政の責任を認める 被告・原告双方が控訴 7月10日 第18回チッソ県債発行 発行額20億6,300万円 7月20日 丸島漁港公害防止事業着工 12月4日 国、水俣病に関する関係閣僚会議申合せ等でチッソ県債の3年度継続発行を決定 (63~平成2年度分) 12月22日 熊本県議会、決議を付して、チッソ県債継続発行をやむを得ないものとする 12月25日 水俣湾公害防止事業浚渫工事終了 " 第19回チッソ県債発行 発行額18億2,800万円
1988年(昭和63年)	2月19日 福岡訴訟提訴 (原告福岡県在住認定申請者ら8人) 2月29日 水俣病刑事裁判 (業務上過失致死罪) 上告棄却 チッソ元社長ら有罪確定 3月 丸島漁港公害防止事業終了 3月 丸島・百間水路公害防止事業終了 7月7日 第20回チッソ県債発行 発行額10億5,800万円

1988年(昭和63年)	7月30日	水俣病チッソ交渉団(楠本直団長ほか245人)公害等調整委員会に原因裁定の申請
	8月26日	熊本県、水俣市漁協と水俣湾の水銀汚染漁の一斉捕獲実施
	9月4日	水俣病チッソ交渉団、チッソとの直接交渉を求めてチッソ水俣工場正門前に座り込みを開始
	9月19日	水俣病チッソ交渉団、チッソ水俣工場正門前を封鎖
	9月21日	公害等調整委員会、水俣病チッソ交渉団の原因裁定の申請の不受理を決定水俣市長、チッソ水俣工場正門前封鎖の問題であっせん案を提示(チッソは了承、交渉団は後に拒否)
	10月3日	チッソ、交渉団の座り込み排除等を求める仮処分申請
	10月16日	福島譲二代議士の仲介により、チッソ水俣工場正門前封鎖を解除
	10月17日	水俣病チッソ交渉団・チッソ・熊本県・水俣市・福島代議士による五者会談を開催 潜在患者の発見救済、継続協議を合意
	12月26日	第21回チッソ県債発行 発行額13億6,000万円

平成

1989年(平成1年)	1月25日	第1回熊本県水俣湾魚介類対策委員会開催
	2月2日	水俣市、市内全世帯にパンフレット「水俣病のあらまし」を配布
	3月25日	水俣病チッソ交渉団とチッソ、細川熊本県知事・岡田水俣市長立会いのもとに救済覚書に調印 座り込み解除(3月26日)
	5月22日	救済覚書に基づく5者(チッソ交渉団・チッソ・福島・園田両代議士・熊本県知事・水俣市長)会談開催
	5月28日	水俣市、地域個性形成事業の対象地域に指定される 「あいとやすらぎの環境モデル都市みなまた」をテーマに、水俣病の教訓と反省のうえに立って、水俣病資料館、シンボル施設等の整備事業推進
	5月31日	細川熊本県知事、県議会で下記のチッソ県債の発行見送りを表明
	6月19日	熊本県、水俣市漁協の協力で2回目の汚染漁の一斉捕獲「水俣湾魚介類捕獲強化終結作戦」実施、22日まで 225隻出漁
	7月19日	丸島排水路につながる枝線(水俣化学工業所周辺の枝線)の水銀残留ヘドロ、市の指導により同所、除去工事実施
	7月27日	熊本県、平成2年3月末に完成予定の水俣湾埋立地の活用策を中心とした「水俣湾埋立地および周辺地域開発整備具体化構想」を発表
	8月26日	第12回水俣現地調査(水俣病被害者の会など7団体主催) 2日間の日程で開催、約800人が参加、全面解決への支援を訴え
	9月4日	熊本県水俣病問題対策協議会発足 1市4町の行政・民間・患者団体の代表23人で構成、会長に小松水俣市助役が就任
	9月29日	熊本県と水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(全国連) 第1回実務担当者会議を開催
	11月16日	水俣病認定申請患者協議会と水俣病チッソ交渉団が統合、「水俣病患者連合」(仮称)を結成 補償一時金の減額などの現実路線に沿った新たな患者救済案を熊本県に提案(11月22日)

水俣病関係年表

1989年(平成1年)	11月20日	水俣湾の恋路島と明神崎を結ぶ仮締切り堤の撤去作業開始
1990年(平成2年)	1月16日	水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(全国連)と水俣市長、水俣病全面解決のため定期協議を行うことで合意、覚書を交わす
	1月29日	水俣病患者連合と水俣市長、水俣病全面解決のため定期協議の場を持つことで合意
	2月14日	水俣病患者連合と熊本県、患者連合側が提案している新補償体系などについて初の実務協議
	2月27日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、国が定める「魚介類の水銀の暫定的規制値」を越える16魚種を指定し、仕切網の残置、水銀の追跡調査、指定漁の買上げ、漁場の有効活用、漁業対策、の処置を講ずることを提言
	3月1日	熊本県、水俣湾埋立地の利用計画の中核である「水俣湾環境センター(仮称)」と水俣市事業の水俣病資料館を併設する基本構想をまとめる
	3月14日	水俣市鮮魚小売商組合、「水俣湾内で獲れた魚は買わない、売らない」と湾内魚介類の不売買を決議
	3月28日	チッソ水俣病患者連盟の川本輝夫委員長ら6人でつくる「水俣湾漁獲禁止請求訴訟原告団」、厚生大臣と熊本県知事を相手どり、水俣湾内外周辺の漁獲禁止と魚介類の販売禁止を義務づけることを求めて、熊本地裁に提訴
	3月31日	熊本県の水俣湾等公害防止事業完了 総事業費485億円を投入
	5月23日	水俣市、「胎児の臍帯、乳幼児の毛髪水銀に関する10年間調査報告」を発表。 「先天、小児性水俣病の発生の危険性はない。継続調査や健康調査などの緊急の対応策は必要ない」と結論
	8月25日	水俣病患者連合・チッソ水俣病患者連盟・支持者などでつくる「水俣病問題評議会」(代表・川本輝夫患者連盟委員長)と水俣市、水俣病被害者の早期救済などを図るため、定期協議を行うことで合意し、確認書を交わす
	5月29日	水俣市、水俣病多発地区に住む漁民と家族の毛髪水銀調査を継続実施(隔年実施、期間10年)を表明
	7月10日	第22回チッソ県債発行 発行額16億円
	9月12日	水俣病認定、未認定患者9団体(約3400人)初めて統一運動組織「水俣病の早期解決を願う会」を結成
	9月28日	東京地裁、水俣病訴訟で初の和解勧告 「早期解決のためには訴訟関係者がある時点で何らかの決断をするほかはない」と勧告
	10月1日	国、東京地裁の和解勧告に、「病像・責任論に隔たりが大きくある」と現時点での和解は困難と拒否を表明。熊本県は受入れ(10月15日)
	10月4日	熊本地裁、水俣病第3次訴訟で和解を勧告 認定制度、病像論を超えた解決を促す、熊本県は受入れを表明、後にチッソは受諾、国は拒否
	10月5日	チッソ、東京地裁の和解勧告の受入れを表明
	10月12日	福岡高裁、水俣病第三次訴訟第一陣控訴審で和解勧告。行政の解決責任を指摘し、政治的判断を国に促す。県は勧告受諾
	10月18日	福岡地裁、水俣病福岡訴訟で和解勧告
	10月29日	政府、相次ぐ裁判所の和解勧告について、「現時点で和解勧告に応じることは困難」と見解発表 福岡高裁、同地裁に拒否回答
	11月9日	京都地裁、水俣病京都訴訟で和解勧告 国は受諾拒否を表明(11月29日) 熊本県は受諾(12月21日)

水俣病関係年表

1990年(平成2年)	12月5日	北川環境庁長官、水俣を訪問、明水園など水俣病関係施設等を視察 水俣病被害者団体から「早期解決の実現を」との陳情を受け、同日帰京
	12月18日	国、水俣病に関する関係閣僚会議申合せ等でチッソ県債の3年継続発行を決定(平成3~5年度分)
	12月18日	北川環境庁長官、熊本県知事との会見で、チッソに不測の事態が生じた場合の国の保証について、梶木元環境庁長官の発言を再確認
	12月21日	熊本県議会、決議を付して、チッソ県債の継続発行を承認
	12月25日	第23回チッソ県債発行 発行額15億4,700万円
	1月22日	環境庁、中央公害対策審議会環境保健部会内に「水俣病問題専門委員会」(委員長・井形昭弘鹿児島大学長)を新設 患者救済のための特別立法や、未認定患者を対象にした総合的な水俣病対策を審議
	1月28日	熊本県、水俣湾周辺地域健康対策検討会(会長・二塚信熊本大学医学部教授)設置 水俣病の健康不安者対策、水俣病汚染地域住民を対象とする健康増進対策の検討を行う
	3月20日	水俣市議会、「和解による水俣病問題の早期解決を求める意見書」を可決 総理大臣、関係大臣に提出
	3月26日	熊本県、特別医療事業を拡充 適用対象者を昭和61年5月以前の棄却者まで拡大し、10月1日から実施
	4月10日	水産庁、八代海全域で水銀汚染魚について調査 「個別には規制値を上回ったものがあったが、人体への影響を考慮して定めた規制値の範囲内、基本的には問題はない。」と報告
1991年(平成3年)	4月25日	熊本県、一昨年より実施した水俣湾内のカサゴ投与ネコ実験において高投与群でもネコに水俣病を発症せしめるような影響は認められなかつたと発表
	4月26日	水俣病待ち料訴訟、最高裁判決 原告勝訴の2審判決を破棄し、審理を福岡高裁に差し戻す
	6月14日	水俣病未認定患者で組織し、裁判に訴えていない「水俣病患者連合」、福島知事と救済等について初交渉
	6月22日	環境庁、「水俣病に関する総合的調査手法の開発に関する研究」(研究班長=重松逸造放射線影響研究所理事長)を発表 「長期微量汚染」による人体への影響を否定
	6月29日	熊本県議会の環境対策特別委員会の中に、水俣病対策専門委員会(小委員会)を設置
	7月4日	熊本県、水俣病和解協議で「一時金は一律300万円」を柱とする見直し案を熊本・東京両地裁と福岡高裁に提出
	7月10日	第24回チッソ県債発行 発行額14億4,900万円
	8月7日	福岡高裁、和解協議で「和解救済上の水俣病」「公害健康被害補償上の水俣病」を区別する所見提示 救済対象者の要件として疫学条件と四肢抹消の感覚障害の2つを挙げる
	8月13日	元熊本県衛生部長の伊藤蓮雄氏死去 水俣病公式発見当時の水俣保健所長で、ネコに水俣湾で獲れた魚介類を与え続け水俣病を発症させる実験に成功するなど、原因究明に貢献した
	9月11日	福岡高裁、第10回和解協議で国に対し「水俣病問題について解決責任がある」と再度協議参加を促す所見提示

水俣病関係年表

1991年(平成3年)	9月13日	国、和解協議参加を求める所見に対し「従前の見解を変更する理由はなく、参加できない」と福岡高裁に回答
	9月20日	最高裁が福岡高裁に差し戻しを命じた「水俣病待ち料訴訟」で原告団、訴訟継続を決定
	11月7日	「水俣病の歴史と教訓」を伝える水俣病資料館起工
	12月25日	第25回チッソ県債発行 発行額14億9,600万円
	12月26日	熊本地裁、水俣湾内外周辺での漁獲禁止措置を義務付けることを求めた「水俣湾内外周辺魚介類採捕禁止請求事件」に却下判決
	1992年(平成4年) 2月7日	水俣病東京訴訟判決で東京地裁、「国、熊本県の国家賠償法上の責任は認められない」としたが、政治的責任を指摘。原告64人中42人を「有機水銀曝露の影響がある確率がある者」と判示 チッソに一律400万円の賠償命令
	2月14日	東京地裁判決を不服として、原告全員が東京高裁へ控訴。被告チッソも控訴(2月18日)
	3月31日	新潟水俣病第2次訴訟判決で新潟地裁、国の責任を認めず原告94人中88人を認定 昭和電工に総額5億7,800万円の賠償命令
	4月7日	新潟水俣病第2次訴訟判決を不服として、昭和電工、東京高裁へ控訴。原告91人も東京高裁へ控訴(4月13日)
	4月15日	水俣市漁協とチッソ、漁獲減少補填金等に係る協定締結(1990年4月1日にさかのぼる)
1993年(平成5年)	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(水俣市主催)を24年ぶりに水俣湾埋立地で開催 遺族や患者、市民など約1,000人が出席し、水俣病の犠牲となった生命の冥福を祈念
	6月26日	熊本県、水俣病総合対策事業施行(鹿児島県は6月29日施行)
	7月10日	第26回チッソ県債発行 発行額15億6,400万円
	8月6日	福岡高裁、「水俣湾内外周辺魚介類採捕禁止請求事件」控訴審判決(原告告訴を棄却)
	8月19日	福岡高裁、和解協議で一時金について所見提示 症状に応じて3段階、合併症がある場合は減額など
	8月29日	水俣病第3次訴訟原告側、福岡高裁一時金所見を大筋受入れ
	9月7日	水俣市漁協の組合員やその家族ら68人の水俣病未認定患者が結成した「水俣漁民未認定患者の会」(滝下松雄会長) 未認定患者の救済を熊本県に要求
	11月25日	水俣市と水俣市議会、「水俣病問題の早期全面解決」を環境庁等関係各省庁、熊本県選出国会議員に陳情
	12月7日	大阪地裁、関西水俣病訴訟(原告82人)で和解を勧告
	12月25日	第27回チッソ県債発行 発行額15億9,300万円
1994年(平成6年)	1月4日	水俣市立水俣病資料館開館 水俣病の教訓を後世に伝えることなどを目的として建設、水俣病の歴史と現状をパネル展示や映像などで紹介
	2月6日	「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」(略称 市民の会、会長は水俣市長) 設立総会、水俣市公民館で開催 194団体・個人が参加
	3月4日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、水俣湾内の仕切網を段階的に撤去する方向で検討を行うことを確認、湾内の指定魚を16種から10種へ減少

水俣病関係年表

1993年(平成5年)	3月6日	「市民の会」、設立後初の市民大会を市文化会館で開催 約1,000人が参加、「水俣病の早期解決への積極的関与、チッソへの特別の支援措置」を国に求めるなどを決議
	3月22日	「市民の会」(水俣市長ら代表約20人) 環境庁ほか関係各省庁、熊本県選出国会議院、各政党に陳情書とともに約2万5,000人分の署名提出
	3月25日	水俣病第3次訴訟第2陣(原告238人)判決で熊本地裁、「国、熊本県は発生拡大を防ぐ義務を怠った」と行政責任(食品衛生法・水質2法についての責任)を全面的に認める 被告、原告控訴
	3月29日	熊本県水俣湾等公害防止事業監視委員会(会長 藤木素土筑波大学教授) 「工事による水質の汚濁や魚介類への2次汚染はみられなかった」ことを確認、同委員会を解散、監視結果の報告書をまとめ知事に提出
	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(2回目) 約500人が参列
	5月	水俣湾の仕切網が一重となる
	5月	チッソの資金繰りの悪化及び将来負担の累増などを背景に、同社支援に関する環境庁試案が示される
	6月11日	熊本県、チッソ支援策についての熊本県の考え方を国に提出
	6月20日	水俣病問題の早期全面解決とチッソの存続強化を願う市民大会に3,700人が参加
	6月30日	熊本県議会、チッソ県債の発行は「国の施策」であること、チッソに不測の事態が生じた場合、同県債の償還について「国において100%保証する」ことの2項目を求める決議を付して、第28回チッソ県債の補正予算を可決
	7月9日	第28回チッソ県債発行 発行額15億4,700万円
	7月31日	第1回「水俣病を語る市民講座」を開催(環境創造みなまた実行委員会・水俣市が主催)
	8月20日	熊本県環境センター開館
	8月26日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、水俣湾の指定魚を10種から9種に減少
	8月31日	国、水俣病に関する関係閣僚会議申合わせで、速やかに中長期的な観点からのチッソ支援策を検討することとし、その成案が得られるまでの措置として、臨時特別の融資を決定
	9月3日	国、閣議決定で、チッソに対する金融支援措置は「国の施策」であること、万一不測の事態が発生し同社からの県債の元利償還財源の確保が困難となった場合「国において万全の措置を講ずる」ことを改めて確認
	9月29日	臨時特別分チッソ県債発行 発行額105億9,000万円
	11月19日	国、水俣病に関する関係閣僚会議申合わせ等でチッソ県債の3年継続発行を決定(平成6~8年度分)
	11月26日	水俣病京都訴訟判決で京都地裁、国・熊本県は規制権限の行使を怠り、被害を発生・拡大させた責任があるとして、原告46人中33人に対して、チッソと連帯して1人当たり300~700万円の損害賠償命令を命じ、5名についてチッソのみに損害賠償を命ずる判決を言い渡す 被告、原告控訴
	12月16日	熊本県議会、決議を付して、チッソ県債継続発行を承認
	12月24日	第29回チッソ県債発行 発行額16億円
1994年(平成6年)	2月23日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、水俣湾の指定魚を9種から4種へ減少

水俣病関係年表

1994年(平成6年)	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式開催(3回目)　吉井水俣市長、式辞で「いわれなき差別を受けた犠牲者に、十分な対策がとれなかった」と、市長として初めて陳謝
	6月30日	熊本県議会、中長期的な観点からのチッソ支援策の早期提示を強く求める決議を付して、第30回チッソ県債の補正予算を可決
	7月11日	水俣病関西訴訟判決で、大阪地裁、「国・熊本県には規制権限による措置を怠ったとする損害賠償責任は認められない」として、チッソに、原告患者60人中42人について、300～800万円を支払うよう命じる　原告、チッソ控訴
	"	第30回チッソ県債発行　発行額15億4,200万円
	7月21日	連立与党水俣病プロジェクト、福岡高裁判決後の政治決断やチッソ県債償還の負担軽減を盛り込んだ提言をまとめる
	9月9日	水俣病関係閣僚会議、チッソに対する金利減免や基金を通じての新県債融資を柱とする金融支援策を決定
	9月21日	チッソ県債繰上償還相当分625億9,700万円発行
	9月29日	熊本県、水俣・芦北地域振興基金(仮称)を財団法人とし、6年度内に設立することで国と熊本県との間で合意したことを議会で説明　基金総額は30億円
	10月10日	社会党の環境部会のメンバーらが水俣視察　未認定患者団体らと意見交換
	10月25日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、指定魚種を4魚種から2魚種とする
	11月4日	「環境ふれあいインみなまた」水俣湾埋立地で開催
	12月4日	チッソ水俣病患者連盟の川本委員長ら、チッソ百間排水口付近に巡礼ルートの「一番札所」として石仏を安置
	12月26日	第31回チッソ県債発行　発行額15億6,900万円
	12月27日	財団法人「水俣・芦北地域振興基金」設立
1995年(平成7年)	1月26日	与党環境調整会議、水俣病問題の解決に関して被害者団体から意向を聴取
	2月8日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、指定魚をなくし七ツ瀬海域の仕切り網撤去を提言
	2月9日	与党環境調整会議は、環境庁、熊本県、水俣市などから未認定患者の救済問題について意向を聴取　環境庁は和解を拒否
	2月23日	連立与党、「与党水俣病問題対策会議」を設置
	3月3日	福岡高裁で水俣病第3次訴訟第2陣の控訴審始まる
	3月10日	与党水俣病問題対策会議、「和解を含む話し合い」による全面解決を目指す第1次中間報告を与党政策調整会議に提出
	3月30日	与党水俣病問題対策会議、水俣病問題解決のための座長見解をまとめる
	3月31日	水俣病総合対策医療事業申請受付終了
	4月13日	与党水俣病問題対策会議、未認定患者救済についての解決策(第2次中間報告)をまとめる
	4月20日	熊本県、水俣湾七ツ瀬海域の仕切り網撤去作業開始
	4月21日	宮下環境庁長官、閣僚懇談会で「救済対象者の範囲などを与党が詰めて政治決着を」と述べる
	4月28日	与党水俣病問題対策会議、3党合意(中間報告)をまとめ、政策調整会議に報告　熊本県は同対策会議の要求に応じ、解決案を独自にまとめる考えを示す

水俣病関係年表

1995年(平成7年)	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(4回目)水俣湾埋立地で開催(約500人が参列)。佐々木清登水俣病患者連合会長が代表挨拶
	5月9日	連立与党、「水俣病問題解決についての3党合意(中間報告)」を承認
	5月10日	新潟水俣病第2次訴訟原告団、東京高裁に和解勧告申立て
	6月14日	熊本県が、福岡高裁和解案をもとに一時金を調整し、ランク分けするという解決案をまとめる
	6月21日	連立与党、未認定患者救済の解決案を正式決定
	6月30日	第32回チッソ県債発行 発行額15億3200万円
	7月16日	村山首相、遊説先の福岡市で個人の考え方として、救済の遅れや被害拡大への反省見解を表明
	8月11日	環境庁、一時金は一律とする最終解決素案をまとめる
	8月21日	環境庁、未認定患者救済の調整案を被害者団体と原因企業に正式に提示
	8月23日	環境庁、調整案の説明会を水俣市で開催
	8月23日	全国連、「一時金が一律のうえ低額であり、与党合意にも反する」として白紙撤回を要求
	8月31日	水俣病患者連合、「行政責任や患者の位置付けが不明確」などとする意見書を提出
	9月5日	大島環境庁長官、最終解決案のとりまとめを「秋口までに」と表明
	9月12日	全国連、環境庁に「9月29日までの解決を」と要求する申し入れ書を提出
	9月16日	環境庁と患者連合、最終解決案について水俣市で実務者協議。9月内に決着で一致
	9月27日	環境庁、各患者団体との協議をまとめ、最終解決案を与党3党に提示
	9月28日	一時金一律260万円に団体加算金を上乗せした水俣病未認定患者救済の政府・与党の最終解決案が正式に決定
	9月30日	大島環境庁長官、水俣市で5患者団体に最終解決案について説明。
	10月2日	平和会、解決案受け入れ回答
	10月3日	茂道水俣病同志会、解決案受け入れ回答
	10月6日	水俣漁民未認定患者の会、解決案受け入れ回答
	10月12日	水俣病患者連合、解決案受け入れ回答
	10月20日	最終解決案を受諾した4患者団体、地域再生などについて首相や知事などに要望
	10月30日	全国連、解決案受け入れ回答 5団体の受諾回答出そろう
	11月7日	環境庁、チッソ支援策及び地域の再生・振興策に関する素案を熊本県に提出
	11月25日	新潟水俣病共闘会議と昭和電工、熊本案に沿うことで合意
	11月27日	熊本県環境対策特別委員会、熊本県に25%の負担を求めた環境庁のチッソ金融支援策素案を拒否
	12月6日	環境庁、熊本県の負担を15%に軽減した修正案を提示
	12月11日	新潟水俣病共闘会議と昭和電工、未認定患者救済に関する協定書に調印
	12月12日	熊本県環境対策特別委員会が、最終解決策に基づくチッソ(株)支援策について、環境庁修正案を了承
	12月13日	大阪高裁で水俣病関西訴訟の控訴審始まる
	12月15日	水俣病関係閣僚会議及び閣議で、未認定患者を救済する政府最終解決策を決定

水俣病関係年表

1995年(平成7年)	"	村山首相、政府として初めて「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」で遺憾の意を表明
	12月20日	福島・熊本県知事、12月定例県議会で水俣病問題の解決に当たって遺憾の意を表明
	12月25日	第33回チッソ県債発行 発行額16億2,600万円
1996年(平成8年)	1月5日	熊本県、チッソが救済対象者に支払う一時金の融資と地域振興策への出資窓口となる財団法人「水俣病問題解決支援財団」を設立
	"	環境庁と熊本・鹿児島・新潟の3県が、水俣病総合対策医療事業の申請受付を1月22日から開始することを表明
	1月8日	水俣病闘争支援熊本県連絡会議、早期全員救済の趣旨の署名を知事へ提出
	1月9日	政府、閣議でチッソ支援策と水俣・芦北地域再生振興の補助金として約250億円の支出を決定
	1月12日	環境庁と熊本県、水俣病総合対策医療事業の実施要領と要項をそれぞれ発表
	1月13日	被害者の会と水俣病第3次訴訟原告団、チッソに「全国連と総論解決のための協定書」を結ぶよう求める声明を発表
	1月17日	鹿児島県、水俣病総合対策医療事業の実施要項を発表
	1月18日	チッソ、水俣市の5患者団体に救済対象者への一時金の支払方法を説明
	1月19日	新潟県、水俣病総合対策医療事業の実施要項を発表
	1月22日	熊本・鹿児島・新潟の3県、総合対策医療事業の申請受付再開
	1月27日	吉井正澄水俣市長の呼びかけにより、前環境庁長官の大島理森代議士と水俣未認定患者の主要5団体代表との懇談が八代市で行われ、田浦町長、津奈木町長も同席
	1月31日	チッソ、水俣病未認定患者を救済する政府解決策に基づき、被害者への一時金（1人当たり260万円）の支払いを開始
	2月4日	「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」（会長：吉井正澄市長）環境庁及び熊本県の担当者を招き、市公民館で水俣病問題の解決策についての説明会を開催
	2月19日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会（会長＝塚原博九州大学名誉教授）水俣湾仕切網の全面撤去問題で水俣湾魚介類の調査対象7魚種すべての水銀濃度が規制値を越えなかったとして、「仕切り網撤去は適当と認める」と熊本県に提言 国と鹿児島県の委員が「時期尚早」と反対したため、両論併記
	2月21日	水俣病患者平和会、水俣病未認定患者を救済する政府解決策に基づき、チッソと一時金支払と紛争終結のための協定を締結
	2月23日	水俣漁民未認定患者の会と茂道水俣病同志会、チッソと一時金支払・紛争終結のための協定書を締結
	"	国・昭和電工に総額約51億円の損害賠償を求めた新潟水俣病第2次訴訟第1陣の原告弁護団と被告の昭和電工、東京高裁で和解協議を開き、1人当たり260万円の一時金の支払い方法などを取り決めた調書を作成、和解が成立
	2月27日	福島・熊本県知事、水俣湾の仕切り網撤去問題について、撤去を半年から1年程度先送りすることを表明
	"	新潟水俣病第2次訴訟の第2～8陣原告（140人）と昭和電工との和解が新潟地裁で成立、提訴依頼14年近くにわたった同訴訟は最終的に終結

1996年(平成8年)	2月29日	熊本県、水俣病総合対策医療事業のうち平成7年3月末に申請受け付けが締め切られていた旧医療事業の対象者が最終的3,538人になったと発表
	3月10日	水俣病被害者・弁護団全国連絡会議、水俣市で総決起集会を開き「判定検討会が大量切り捨てをすれば裁判続行も辞さない」という方針を表明 第3次訴訟のほか東京・京都・福岡の各訴訟原告団ら約400人が参加
	3月15日	第6陣女性原告と弁護士、熊本地裁の水俣病第3次訴訟3~12陣併合審の口頭弁論で意見陳述 判定検討会(死亡者は判定委員会)の公平な運用などを求める
	3月16日	「水俣病問題の早期解決を願う会」(松本満良会長)が、「政府解決策もまとまり、会の使命は終わった」として解散
	3月19日	水俣病未認定患者の救済問題で、原因企業チッソが救済対象者に一時金を支払うための金融支援策と水俣・芦北地域振興策の融資窓口となる「財団法人水俣病問題解決支援財団」の第1回理事会、熊本市内で開かれる
	3月27日	水俣高校演劇部、市文化会館で、水俣病をテーマとした創作劇「出発(たびだち)~胸をはって~」を上演
	3月30日	日本環境会議が、熊本市で開かれた第15回会議で、水俣病被害者の全面救済や地域再生への取り組み、公共事業での住民参加型環境アセスメント制度の確立を訴える宣言を採択
	4月2日	水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(全国連)が環境庁を訪れ、被害者全員の救済などを求める約1万人の署名を提出
	4月11日	「芦北町もやい直しセンター」の起工式が芦北町湯浦の旧湯浦小跡地で行われる
	4月25日	新潟水俣病共闘会議、昭和電工との自主交渉で、水俣病の被害者5団体が受け入れた政府・与党の最終解決策と同じ内容に沿って合意
	4月28日	水俣病被害者・弁護団全国連絡会議、熊本県水俣市の市文化会館で総会を開き、政府解決策に沿ってチッソと補償協定を結び、4地裁3高裁で係争中の訴訟を取り下げて終結させることを決める
	4月29日	「水俣病40年記念講演会」が東京有楽町で開かれ、胎児性・小児性患者や作家の石牟礼道子氏らが出席
	"	水俣病京都訴訟原告団、京都市内で総会を開き、京都地裁と大阪高裁で係争中の訴訟を口頭弁論で取り下げることを全員一致で決める
	4月30日	水俣病患者連合、未認定被害者の救済問題で原因企業チッソと紛争終結・一時金支払いの協定を締結
	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(第5回) 水俣湾埋立地で開催(約1,000人が参列) 環境庁長官とチッソの社長が初めて参列し、祈りの言葉をのべる
	"	チッソ本社の後藤舜吉社長、同社水俣本部で水俣病患者平和会、茂道水俣病同志会、水俣漁民未認定患者の会ら3団体とそれぞれ懇談し、被害者救済が遅れたことを陳謝
	1日~2日	「みなまた国際環境フォーラム」(環境庁、熊本県、水俣市主催)が水俣市文化会館で開かれ、「環境に優しい町づくり」というテーマで環境問題の専門家らが討論
	5月4日	水俣病互助会(田上義春会長)「水俣病40年の今をみつめる集い」を水俣市体育館で開催

水俣病関係年表

1996年(平成8年)	5月6日	全国連加盟の水俣病東京訴訟の東京原告団、都内で総会を開き、国・熊本県に対する訴訟を取り下げ、チッソと協定を結んで和解するなどとした4月28日の全国連総会の決定を全会一致で承認
	5月7日	福岡高裁、水俣病第3次訴訟第2陣の和解期日を第1陣と同5月22日に指定。京都地裁も同日、水俣病京都訴訟の和解期日を5月22日に指定
	5月8日	熊本地裁、水俣病第3次訴訟の第3陣～12陣について6月7日に予定されていた口頭弁論を、5月22日に変更することを決定
	5月8日	福岡地裁、水俣病福岡訴訟で、原告とチッソの和解期日を5月22日に指定
	5月17日	福島熊本県知事、熊本県水俣病認定審査会の答申に基づき、35人の認定申請を棄却　水俣病認定申請者の未処分者数は493人となり、昭和47年度以来24年ぶりに500人を割る
	5月19日	水俣病被害者・弁護団全国連絡会議が、チッソと未認定被害者救済の政府・与党解決策に基づき、紛争終結・一時金支払いのための協定に調印　同解決策で団体加算金支払い対象になった患者5団体がすべて協定を締結
	5月20日	橋本首相、水俣病被害者・弁護団全国連絡会議がチッソと紛争を終わらせる協定に調印したことについて、「こういう事件は国にとっても原告団の人たちにとっても初めての体験で、あとから出てきたイタイイタイ病などの問題より対応が遅れ、水俣が最後まで残ってしまった。やっとここまで来たという感じがする」と感想を語る
	5月21日	チッソ、96年3月期決算を発表　水俣病問題解決の一時金など175億円の特別損失を計上、最終損益では144億円の赤字、累積赤字は1,686億円
	"	水俣病関西訴訟の原告・弁護団は、大阪市で会見し、裁判を続ける意向を改めて表明
	5月22日	水俣病第3次訴訟第1陣など福岡、熊本、大阪、京都で係争していた訴訟の原告団、チッソと和解成立、国と熊本県に対する訴えを取下げ
	5月23日	水俣病東京訴訟原告団、東京高裁、地裁ともにチッソ側和解、国・熊本県への訴えも取下げ、全国連の訴訟終結の手続きがすべて終了
	"	岩垂環境庁長官、全国連の訴訟終結を受けて会見　政治や行政の責任について言及、謝罪
	5月30日	熊大、鹿児島県の医師グループ、札幌市の日本衛生学会で「四肢末しょうの感覚障害だけでも水俣病と判断できる」と発表
	6月2日	水俣病関西訴訟の原告団、大阪市内で定例総会を開き、水俣病の行政責任を問うため、訴訟を継続することを確認
	6月4日	水俣病やイタイイタイ病など全国の公害被害者による「全国公害被害者総行動デー」始まる　各団体代表が環境庁や厚生、農水など関係省庁に公害の根絶と被害者救済を求める
	6月5日	「総合もやい直しセンター」(仮称)の建設設計画、同センター建設審議会で了承される
	6月6日	チッソ、全国連に対し、260万円の一時金対象者1,892人分の87億1,920万円(団体加算金分38億円)を一括して支払う
	6月9日	全国連、熊本市で交渉団体会議を開催　総合対策医療事業の拡充要求や、水俣病の教訓、歴史、体験などを語り伝えていく活動を目指すという新たな運動組織を結成する方針を決める

水俣病関係年表

1996年(平成8年)	6月11日	吉井水俣市長、水俣市議会で国、熊本県に対し「水俣病は終わってはおらず、より積極的な支援を求める」と訴える一方、水俣病の教訓を生かし、環境や人の和を大切にしたまちづくりなどに努めることを改めて表明
	6月20日	水俣病患者を中心とした市民団体「本願の会」、熊本県と水俣市との間で水俣湾埋立地“魂石”(たましいいし)をまつる「水俣湾埋立地における石像設置に関する覚書」に調印
	6月24日	熊本県、水俣湾仕切り網内の海域で魚介類の集中捕獲開始
	6月26日	認定業務の遅れで精神的な苦痛を受けたとして水俣病認定申請者24人（うち6人死亡）が国、熊本県に慰謝料を求めた「水俣病待ち料訴訟」の差し戻し審第17回口頭弁論が福岡高裁で開かれ、結審
	6月28日	全国連と水俣病東京連絡会議が都内で「水俣病全面解決を祝うつどい」を開き、「水俣病の悲劇を繰り返すな」と改めて訴え
	7月1日	水俣病未認定患者救済のための政府解決策に基づき、熊本、鹿児島両県で再開された「水俣病総合対策医療事業」の申請受け付け締切り
	7月1日	国立水俣病研究センター、「国立水俣病総合研究センター」と改称し、国際・総合研究部を新設
	7月10日	熊本県、第34回チッソ県債発行 発行額16億3,100万円
	7月14日	「本願の会」、水俣湾埋立地に水俣病の犠牲となった万物の靈を慰める石像2体を「魂石（たましいいし）」として安置
	7月19日	水俣湾の仕切網、台風6号の影響で約400メートルにわたって外れる
	7月28日	水俣病患者連合、総会を開き「被害の実態を国内外に伝え、水俣病の再発防止と地域再生に協力していく」とする今後の運動方針を決める
	7月31日	水俣病訴訟を支援し、水俣病問題を全国へ向け発信し続けてきた月刊「みなまた」が紛争終結に伴い7月の205号で終刊し、20年余の歴史を閉じる
	7月31日	熊本県、台風6号の影響で約400メートルにわたって外れた水俣湾仕切網の復旧工事を開始
	8月13日	水俣病資料館の来館者が10万人突破
	8月28日	熊本県、8年度前期の水俣湾海域と七ツ瀬海域での漁介類の水銀値の調査結果を発表 両海域とも平成6年の後期調査から連続して国の規制値を下回る
	9月3日	「水俣芦北地域桜植樹推進協議会」発足
	9月9日	福島熊本県知事、9月定例熊本県議会でチッソの金融支援問題について「抜本的措置の検討を、今後とも国に働きかけたい」として、国的新たな金融支援政策を強く要望していく方針を改めて表明
	9月18日	政府解決策に伴い、チッソへの追加金融支援を協議していた環境、大蔵、自治3省庁、最終的な救済対象者を1万1,100人と見込み、総額75億4,000万円を追加支援することで合意
	9月20日	熊本県議会環境対策特別委員会、政府解決策に基づく水俣病未認定患者救済事業で、チッソに追加支援を行う国の決定に伴い、県債11億3,100万円を発行して負担する議案を了承 水俣病問題が社会に提起した課題を問い合わせ直す「水俣病事件を考える市民の会」が発足

水俣病関係年表

1996年(平成8年)	9月26日	「水俣病事件を考える市民の会」環境庁と厚生省を訪ね、昭和31年の公式確認以降の関係資料を公表するよう申し入れ
	9月27日	「水俣病待ち料訴訟」福岡高裁差し戻し控訴審判決 「知事は遅れを回避するため通常期待される努力を尽くした」と行政責任を全面的に否定。原告全員に慰謝料を認めた1審(熊本地裁判決)を取り消す
	9月28日	公式発見から40年を迎えた水俣病事件を問い直す「水俣・東京展」開幕(~10月13日、入場者数2万8,000人)
	10月2日	鹿児島県知事による水俣病認定申請の棄却処分の取り消しを求めた「水俣病棄却処分取り消し訴訟」控訴審の第40回口頭弁論
	10月10日	「水俣病待ち料訴訟」原告全員、逆転敗訴した福岡高裁の差し戻し判決を不服として最高裁に上告
	10月27日	水俣病犠牲者を慰靈鎮魂し、水俣病の教訓を後世に伝えるなどを目的として完成した「水俣メモリアル」の完成を祝い地域再生を願う「出発(たびだち)式」を開催
	''	水俣湾埋立地で約700人が鎮魂と地域再生の願いを炎に託した「火のまつり」を開催
	11月6日	国の大公害健康被害補償不服審査会、不服審査会が熊本県の水俣病認定申請での棄却処分を取り消したにもかかわらず、差し戻し審査で再度棄却処分となった水俣市の女性について口頭審理を熊本市で開き、熊本県と請求人の代理人が意見陳述して結審
	11月18日	「水俣市南部もやい直しセンター」起工式
	11月19日	水俣病患者平和会、政府の水俣病解決策で医療手帳交付者となった未認定被害者による新組織「水俣・出水・獅子島地区医療手帳交付者の会(507人)」を発足
	11月26日	チッソに対する金融支援措置に関する協議会(関係5省庁と熊本県で構成) 平成8年度上半期の補償金支払いに関して、熊本県が発行するチッソ県債の発行額を15億8,500万円、平成8年度の設備開拓資金の融資に関する設備県債20億3,500万円の発行額をそれぞれ了承
	11月27日	インドネシアのジャカルタで「日本・インドネシア水俣病経験の普及に関するセミナー」(水と緑の惑星保全機構主催、環境庁協力)が開催され、水俣病被害者ら参加 水俣病の発生経過、地域社会に与えた影響などを報告
	12月7日	水俣病被害者の会と水俣病第3次訴訟原告団、水俣市で合同総会を開き、全国連の新組織「水俣病被害者の会全国連絡会」に参加するなどの方針を確認
	12月11日	熊本県、平成9年度から全国で唯一の部制をとっていた「環境公害部」を整理・縮小する機構改革を行うことを表明
	12月17日	水俣市振興公社、一般公募していた「もやい直しセンター」の愛称を、総合もやい直しセンター「もやい館」、南部もやい直しセンター「おれんじ館」と決定
	12月17日	「総合もやい直しセンター」起工式
	12月18日	「水俣病認定棄却取り消し訴訟」の控訴審第41回口頭弁論が福岡高裁であり、原告が最終の意見陳述、控訴審は10年ぶりに結審

水俣病関係年表

1996年(平成8年)	12月19日	国の公害健康被害補償不服審査会、不服審査会が以前、熊本県の棄却処分取り消す裁決を出したにもかかわらず、熊本県が再び棄却した水俣市の女性について、「県の再棄却は行政不服審査法に基づく採決の拘束力を無視し違法」として熊本県の再棄却処分を取り消す裁決
	12月23日	環境庁、特殊疾病審査室を特殊疾病対策室に統合(平成9年度から)を決定
	12月25日	「芦北町もやい直しセンター」愛称選考委員会、愛称を「きずなの里」と決定
	12月25日	吉井市長、チッソへの金融支援問題について、抜本的な支援策の早期策定を石井環境庁長官に要請
	12月26日	熊本県、水俣病の認定申請を棄却処分としていた水俣市の女性を、国の公害健康被害補償不服審査会の棄却取消裁決を受け入れ、水俣病と認定
	12月26日	熊本県、第35回チッソ県債発行 発行額15億8,500万円
	1月17日	全国連、総合対策医療事業の継続と拡大などを求める申入書を環境庁に提出
	1月24日	「水俣メモリアル」第9回熊本景観賞受賞
	1月25日	各地の水俣病被害者の会、水俣市で「水俣病被害者の会全国連絡会」結成総会を開き 水俣病の経験を語り継ぐ活動を全国規模で展開、 水俣湾内の汚染や汚染魚の除去問題に引き続き関心を払うなどを柱とする運動方針を決め、「患者と医療と生活を守り、患者の団結を大切にしながら地域住民とも連帯していく」との結成宣言を採択
	2月12日	「日本・インドネシア水俣病経験の普及啓発に関するセミナー」報告会を兼ねた「大田黒浩一と語る市民の夕べ」が市公民館で開かれ、市民約100人が参加 インドネシアでのセミナーに参加した6人がセミナーでの発表内容を報告、まちづくりについて意見を交換
1997年(平成9年)	2月13日	市民の会、大蔵省・自治省・環境庁・自民党などにチッソへの抜本的金融支援を求める陳情(~14日)
	2月25日	熊本県水俣湾魚介類対策委員会、熊本県が実施する水俣湾の魚介類の水銀濃度の調査結果が平成9年度の前期調査でも国の暫定的規制値を下回ることを条件に、湾内の仕切網を全面撤去する基本方針を全会一致で承認 同委員会は同日解散
	3月9日	水俣芦北地域桜等植樹推進協議会主催により、水俣病で疲弊した地域社会の再生・振興を図ろうと、水俣市や芦北郡3町の地域住民らが各地区(70ヶ所)で一斉に桜を植樹
	3月11日	「水俣病棄却取り消し訴訟」の控訴審判決 福岡高裁は「行政処分(棄却)は誤った答申に基づいており違法」として、棄却処分を取り消した熊本地裁判決を支持、鹿児島県の控訴を棄却
	3月24日	「水俣病認定棄却取消し訴訟控訴審」で敗訴した鹿児島県、上告を断念
	3月26日	鹿児島県知事、「水俣病認定棄却取消し訴訟控訴審」で勝訴した男性1人を水俣病と認定
	"	芦北町の「きずなの里(もやい直しセンター)」が完成、落成式(4月1日オープン)
	3月28日	熊本県知事、熊本県水俣病認定審査会の答申に基づき、申請者85人のうち79人を棄却処分、6人を処分保留 未処分者は98人となり、26年ぶりに100人を割る

水俣病関係年表

1997年(平成9年)	4月23日	「水俣病被害者の会全国連絡会(橋口三郎幹事長)」「水俣病患者連合(佐々木清登会長)」「水俣病患者平和会(石田勝会長)」の3団体、環境庁長官に総合対策医療事業の継続・拡充などを申し入れ(水俣市へは4月22日協力要請、熊本県へは5月12日)
	4月28日	水俣病未認定患者救済の政府解決策で団体加算金の支給対象外となつた「鹿児島県水俣病出水の会(尾上利夫会長)」は、与党3党と原因企業・チッソに対し、総額1億5,000万円の損害賠償を求める調停を水俣簡易裁判所に申し立て
	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(6回目) 前年秋に完成した水俣メモリアルで開催 石井環境庁長官をはじめ約550人が出席。
	5月1日	「水俣病現代の会」、川本チッソ水俣病患者連盟委員長らが中心となり結成 チッソ水俣病患者連盟と水俣病現代の会、チッソの存続強化や総合対策医療事業の立法化など4項目の要望書を石井環境庁長官らに手渡す
	5月14日	新潟水俣病被害者の会(南熊三郎会長) 水俣病など公害問題の調査研究や啓もう活動に功績を挙げた個人と団体を表彰する「新潟水俣病被害者の会環境賞」を創設
	5月21日	鹿児島県水俣病出水の会(尾上利夫会長) 環境庁に水俣病総合対策医療事業の継続などを求める要望書を提出
	5月21日	チッソ、平成9年3月期決算を発表 累積赤字は、水俣病問題の政府解決策に伴う一時金支払などで296億円増の1,982億円となる。
	5月22日	環境庁・チッソに対する新たな金融支援策として、熊本県が発行している患者県債の全額借り換えを柱とする素案をまとめる
	6月19日	水俣病の政府解決策に基づいた、「水俣市南部もやい直しセンター(愛称:おれんじ館)」が落成
	6月27日	水俣病関係閣僚会議、熊本県の患者県債を低利に借り換える、チッソに子会社を設立し、国と県が資金助成する、などを柱とする原因企業チッソに対する新たな金融支援策を正式決定
	7月4日	政府、チッソに対する新たな金融支援策を閣議了解
	7月5日	国立水俣病総合研究センター、水俣病の発生・拡大過程を検証する「水俣病に関する社会科学的研究会」を発足
	7月9日	国立水俣病総合研究センター、水俣病関連資料を整理・収集する「水俣病関連資料整備検討会」を発足
	7月17日	熊本県、水俣湾内魚介類の水銀調査の結果を発表。水俣市漁協に対し、仕切網撤去方針を説明
	7月22日	熊本県、第36回チッソ県債発行 発行額15億5,100万円
	7月29日	福島熊本県知事、「昭和49年1月に設置した仕切網については、水俣湾の魚介類が安全であり、今後とも魚介類の安全性が損なわれる可能性はなく、さらにそのことについては、大方の県民の理解も得られているものと判断し、撤去することとした」と安全宣言。8月から仕切網撤去工事に着手する方針を発表
	7月30日	国立水俣病総合研究センター、国際研究協力棟の完工式 同時に「水銀国際フォーラム」開催(~31日)

1997年(平成9年)	8月12日	熊本県、政府解決策に基づく水俣病未認定被害者の救済で、チッソが一時金260万円を支払う救済対象者を7,992人と最終的に確定 既に確定している鹿児島県と併せた救済対象者1万353人
	8月18日	水俣市漁協、臨時総会を開き、賛成多数で仕切網撤去に同意
	8月21日	熊本県、仕切網の撤去工事着手
	9月19日	熊本県、繰上償還相当分チッソ県債発行 発行額736億8,200万円
	9月26日	水俣病互助会・水俣病市民会議・水俣病事件を考える市民の会、水俣市長に「市立明水園」の定員枠の拡大、カキ、アワビなど海底にすむ生物の水銀値の調査結果を公表すべきなど4項目からなる要望書を提出(同日熊本県にも郵送)
	9月29日	熊本県・チッソ・水俣市漁協、仕切網残留物調査
	9月30日	水俣病互助会・水俣病市民会議・水俣病事件を考える市民の会、チッソに対し4項目の申し入れ
	10月6日	水俣病互助会など3団体、熊本県にカキ・タコなど海底生息類の水銀含有量のデータを公表するよう要望し、データの開示を請求
	"	熊本県・チッソ・水俣市漁協、仕切網残留物の最終確認作業開始(~7日)
	10月8日	チッソ・水俣市漁協、チッソによる水俣湾内の魚の買い上げを15日までとすることを合意
	10月11日	水俣病被害者・弁護団全国連絡会議、水俣市で総会を開き正式に解散
	"	水俣湾埋立地で環境、人と人とのつながり(輪) 平和をテーマに「みなまた環・輪・和」開催(水俣青年会議所主催)「ワンダフルマーケット」アンド&「キャンプでコンサート」(~12日)実施
	"	「水俣・東京展」の実行委員を中心とした、水俣病の歴史や教訓を語り継ぐ新組織「水俣フォーラム」が発足
	10月13日	再度の仕切網残留物の確認作業(~14日)
	10月14日	仕切網海上部分の撤去工事終了
	10月15日	水俣市漁協、24年ぶりに市場出荷のための水俣湾での操業再開(水俣湾が一般海域として漁場開放される) チッソによる湾内魚介類の買い上げ事業終了
	10月6日	水俣市漁協、チッソと仕切網撤去工事の完工確認書調印(14日付け)
	10月25日	「火のまつり」(4回目、水俣湾埋立地、環境創造みなまた実行委員会等主催)開催
	11月1日	熊本県水俣湾環境モニタリング委員会設置
	11月4日	鹿児島県水俣病出水の会、チッソと与党3党(自民、社民、さきがけ) 国を相手取り「国の水俣病解決策は必要な国会の決議を経ておらず違法、5団体だけに団体加算金の支給を決めた過程は不透明で、3者は出水の会に対して賠償責任がある」として、1億5,000万円の損害賠償を求め熊本地裁八代支部に提訴
	11月20日	水俣・芦北地域振興協議会(会長:吉井市長) 文部省に対して、水俣病に関する教科書の記述内容の見直しを申入れ
	11月22日	水俣湾の仕切網撤去を機に、水俣湾の環境復元と水俣産魚介類の安全性を消費者にアピールするとともに水俣地域の漁業再生・振興を図ろうと「海の幸フェア」開催(水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会主催、~23日)

水俣病関係年表

1997年(平成9年)	11月23日	「水俣湾フィッシング大会」(水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会主催)開催
	11月25日	水俣病患者平和会、水俣病患者連合、水俣病被害者の会全国連絡会の三団体、環境長官への水俣病医療事業の継続・拡充など7項目の申し入れを行うことについて水俣市長に協力を要請(26日:熊本県に申し入れ、27日:環境庁、12月8日:鹿児島県)
	11月29日	水俣病訴訟弁護団、環境保全運動に取り組む個人・団体を表彰する「ノーモアミナマタ賞」を発表
	"	熊本県、チッソに対する支援策として新たに設立する財団と新会社の概要を発表
	12月25日	熊本県・第37回県債発行 発行額16億500万円。(そのほかに設備県債17億5,500万円を発行)
1998年(平成10年)	2月12日	チッソ、政府による金融支援策に基づいて4月から開業する新会社の名称を「水俣環境技術開発センター」と発表
	"	フィリピンのマニラで「日本・フィリピン水俣病経験の普及啓発セミナー」(「水と緑の惑星保全機構主催、環境庁協力)が開催される 水俣病患者ら参加
	2月13日	政府の水俣病問題解決策に基づき建設が進められていた「水俣市総合もやい直しセンター(愛称:もやい館)が落成 解決策で計画された3施設が完成
	2月15日	水俣市、患者や関係者の高齢化・関係資料の散逸による水俣病事件の風化を防ぎ、水俣病の教訓を後世に語り継いでいくこと、全市民を対象に、関係資料や体験談などを募集
	2月24日	熊本県、'97年度後期の水俣湾海域魚介類モニタリング調査の結果を水俣湾環境モニタリング委員会へ報告 仕切り網撤去後初の調査、クロダイやメバルなどの調査対象7魚種の水銀値は、いずれも国の暫定的規制値を下まわる
	3月8日	水俣芦北地域桜等植樹推進協議会(会長:水俣市長)二回目の植樹式(メンバー会場=御立岬公園)
	3月9日	熊本県、水俣・芦北地域で環境配慮型最先端技術の開発を支援する財団法人「水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金」の設立を許可
	"	鹿児島県水俣病出水の会が国などに損害賠償を求めている訴訟の第1回口頭弁論、被告側は「加算金は団体を通して個人に支払われたもので、団体に請求権はない」などとして請求棄却を求める弁明書を提出
	3月24日	水俣病関西訴訟控訴審第14回口頭弁論で、原告側承認の熊本大学医学部浴野(えきの)講師「不知火海沿岸の住民に四肢末端優位の感覚障害があれば水俣病(メチル水銀中毒)と言える」と証言
	3月25日	水俣市漁協、水俣湾で真珠母貝・アコヤ貝の試験養殖事業を開始
	4月4日	水俣病資料館、「日本・フィリピン水俣病経験の普及啓発セミナー」の報告会開催
	4月28日	水俣病資料館の語り部5人、増築していた語り部室の完成を祝い市長と座談会

水俣病関係年表

1998年(平成10年)	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式（7回目）水俣メモリアルで開催 大木環境庁長官他約400名が出席
	"	「第1回ノーモアミナマタ環境賞」授賞式（会場：もやい館） 受賞者＝レイチェルカーソン日本協会（大阪市）、「熊本県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（熊本市）
	6月3日	チッソ水俣病患者連盟・水俣病現代の会、環境庁などにチッソ支援の強化を申し入れ
	6月30日	熊本県、第38回チッソ県債発行 発行額15億1,600万円
	8月中旬	熊本県、水俣病発生から環境汚染、復元、再生までをまとめた冊子「水俣湾環境復元事業の概要」を作成
	8月21日	「鹿児島県水俣市出水の会」が、国等に損害賠償を求めて訴訟の第3回口頭弁論で原告側、「国と3党が解決案の斡旋者の立場にあり、チッソに同案の受け入れを指示した」と主張。両者には、「出水の会が支給対象から除外されないようにする注意義務があったが、怠った」として、国には国家賠償、3党には不法行為による損害賠償を求める
	9月19日	精神神経学会、複数の症候の組み合わせを求めた現行の水俣病認定基準について「科学的に誤り。高度の有機水銀の暴露を受けた者は感覚障害だけで水俣病と言える」とする見解をまとめる
	10月1日	「21世紀の水俣を考える夕べ」（主催：環境創造みなまた実行委員会、会場：もやい館）開催
	10月2日	熊本県、第2回水俣湾環境モニタリング委員会に10年度前期の魚介類モニタリング調査結果を報告 調査対象7魚種全てで総水銀値、メチル水銀値とも国の暫定的規制値を下回る
	10月6日	国立水俣病総合研究センター設立20周年記念式典（国立水俣病総合研究センター） 患者代表ら関係者約80人が出席
	10月22日	日本精神神経学会、環境庁に対し、現行の認定基準になっている同庁の昭和52年（77年）判断条件についての見解を改めて示すよう申入れ
	10月26日	チッソ患者連盟など3団体、「環境庁が、77年に示した水俣病の判断条件は誤りで、感覚障害だけでも水俣病といえる」とする見解を日本精神神経学会がまとめたことを受けて、熊本県に対してこの見解を基にした患者認定などを求める要求書を提出
	10月27日	水俣病互助会、水俣病市民会議、水俣病事件を考える市民の会の3団体、水俣病認定基準の見直しなどについて、福島・熊本県知事に要望 熊本県水俣病対策課は「認定基準を見直すつもりはない。国の基準に従って運用していく」と回答
	11月11日	チッソ、1998年9月中間決算を発表 売上高733億円、経常利益19億円、水俣病の補償金などを差し引いた当期損益は14億円の赤字、累積赤字は前期比29億円増の2,044億円
	11月16日	水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会、チッソへの抜本的金融支援策の早期策定を関係省庁に陳情
	11月25日	水銀汚染問題に対する日本の国際協力のあり方などを検討する「有機水銀問題に関する国際研究・協力のあり方に関する研究班」（班長：有村公良鹿児島大学医学部助教授）が発足し、国立水俣病総合研究センターで初会合

水俣病関係年表

1998年(平成10年)	11月27日	チッソへの新たな金融支援策を検討している自民党水俣問題小委員会（松岡利勝委員長） 国がチッソの株式の一部を取得し、チッソを一時的に公的管理下に置く チッソは株式の売却代金を公的債務の返済に充てる、とする委員長私案を示す
	11月27日	政府、1998年度第3次補正予算案に環境庁が要求していた水俣病情報センター（仮称）の施設整備費約10億円を盛り込む
	12月11日	自民党水俣問題小委員会、チッソに対する中長期的な金融支援策の松岡委員長私案を環境庁や大蔵省など関係省庁に正式に提示
	12月17日	水俣病患者平和会・水俣病患者連合・水俣病被害者の会全国連絡会の3団体、政府解決策に基づく水俣病総合対策医療事業の継続・拡充、チッソの存続などを求める要望書を会員1,822人の署名を添えて福島熊本県知事に提出
	12月21日	鹿児島県、水俣病申請者9人の申請を棄却 未処分者5人は環境庁の臨時水俣病認定審査会に申請しているため、鹿児島県公害被害認定審査会での認定作業は事実上終了
	12月25日	熊本県、第39回チッソ県債発行 発行額15億1,300万円
1999年(平成11年)	1月18日	鹿児島県水俣病出水の会がチッソと国などに損害賠償を求めた訴訟の第5回口頭弁論 原告側、解決策策定当時、環境庁長官だった大島衆議院議員の証人尋問を申請。裁判長、原告に対して、チッソと出水の会との間でどのような交渉が行われていたか、具体的に示すよう要請
	1月22日	環境庁が水俣病と認める裁決書案をまとめながら最終処分を棚上げしていた問題で、男性の遺族が同調に審査のやり直しを申入れ
	2月5日	環境庁、熊本県の棄却処分を取り消す裁決書案をまとめながら放置していた問題で、「水俣病に認定してもらえない」と誤解させたなどと手続き上問題があったことを認め、申立審査をやり直す方針を表明
	2月10日	「水俣病互助会」・「水俣病市民会議」・「水俣病事件を考える市民の会」の3団体の代表、環境庁が行政不服審査の裁決書案を放置していた問題で、被害者救済の施策の実施、水俣病に関する資料の全面公開、水俣病の病像論をめぐる認定制度の検討などを熊本県に申入れ
	2月17日	環境庁、公害健康被害補償法に基づき水俣病汚染地域に指定している不知火海沿岸地域の指定解除について「地域の状況を踏まえながら、将来的な課題として考えたい」との考えを示す
	2月18日	水俣病患者運動のリーダー的存在で、チッソ水俣病患者連盟委員長の川本輝夫氏 死去
	3月4日	「日本・タイ水俣病経験の普及啓発セミナー」（水と緑の惑星保全機構主催、環境庁協力）がバンコクで開催される 水俣病資料館語り部や水俣市民代表、国、熊本県、水俣市の行政代表ら水俣病の経験を報告
	3月16日	熊本県水俣湾環境モニタリング委員会、1998年度後期調査で調査対象7魚種の水銀値はすべて国の暫定的規制値を下回ったことを確認
	3月20日	水俣病資料館で「原爆の図」、「南京大虐殺」などを描いた故丸木位里・俊夫妻の「水俣の図」の複製品の展示会開催
	3月26日	水俣市湯の児病院内に設置され胎児性水俣病患者らの学び舎だった、水俣市立第一小学校、水俣市立第一中学校の湯の児分校閉校式

1999年(平成11年)	3月30日	環境庁、熊本県知事の水俣病認定申請の棄却処分を取り消す裁決書案を作成しながら放置していた問題で、熊本県の棄却処分を取り消し、「水俣病として認定することが妥当」とする採決をし、遺族と熊本県に通知
	3月31日	環境庁、チッソに対する抜本的な金融支援策の本年度中の策定を断念
	3月31日	熊本県水俣病相談検診センター閉鎖
	4月5日	熊本県、3月に環境庁が熊本県の認定棄却処分を取り消す採決をした男性を水俣病と認定
	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(8回目)水俣メモリアルで開催 真鍋環境庁長官ら約500人が参列。
	5月4日	吉井水俣市長以下代表団が出席し、中国秦皇島市の中国環境管理幹部学院において同学院主催で「水俣病環境問題シンポジウム」と「水俣病資料展」を開催
	5月6日	吉井水俣市長、北京大学(中国北京市)で「水俣病の経験と教訓」と題して講演
	5月20日	チッソ、平成11年3月期決算を発表 売上高1,438億5,600万円(前期比9.5%減) 経常利益37億900万円(同7.9%減)で6年ぶりの減収減益、累積赤字は2,060億7,800万円。
	5月20日	水俣市漁協、総会を開き、組織の再建を図ることを決議
	5月27日	「第5回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議」(水銀国際会議)において、次回会議を2001年10月に水俣市で開催することを正式に決定
	6月1日	「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」の代表者、チッソ金融市援策の早期策定を求める国会議院、環境庁、大蔵省などに陳情
	6月2日	環境庁・大蔵省など、自民党水俣問題小委員会作業部会に対して熊本県が県債を発行してチッソに貸し付ける現行方式を今年度限りでやめることを柱とする政府案の骨子を提示
	6月7日	水俣病の行政不服審査請求で逆転認定された男性の遺族ら、熊本県に対し謝罪を、求めるとともに検診録の開示を申し入れ 熊本県、閲覧検討を約束
	6月8日	環境、大蔵、自治、通産の4省庁と内閣内政審議室、チッソが支払えない公的債務の80%に国の一般会計を投入、残る20%は特別県債で融資することを柱とする抜本的な金融支援策の詳細を自民党水俣問題小委員会作業部会に報告
	6月9日	政府、県債の発行を2000年6月で打ち切る、公的債務のうち、返済しきれない分を毎年一般会計と地方財政措置で肩代わりする、政治決着によって国が助成した270億円の返済を免除する、チッソは自助努力のうえ株主責任を明確化し、関係金融機関も支援する等を内容とする平成12年度以降におけるチッソに対する金融支援の政府案を決定(関係閣僚会議申合せ)
	6月10日	「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」、政府が示したチッソ支援策を6月定例県議会で了承するよう熊本県議会議長に陳情
	6月21日	熊本県議会環境対策特別委員会、チッソ支援政府案了承
	6月24日	水俣病資料館の語り部7人、「語り部の会」を結成
	6月30日	熊本県、第40回チッソ県債発行 発行額14億7,300円

水俣病関係年表

1999年(平成11年)	9月11日	「くまもと未来国体」夏季大会のため来熊中の秋篠宮ご夫妻、水俣病資料館を視察、語り部6人と対面、水俣メモリアルに献花
	9月17日	鹿児島県水俣病出水の会が国などに損害賠償を求めた訴訟が結審
	9月28日	国立水俣病総合研究センター、水俣病情報センター(仮称)の概要を発表
	10月20日	熊本県水俣湾環境モニタリング委員会、1999年度前期調査で調査対象7魚種の水銀値が国の規制値を下回ったことを確認
	10月29日	水俣病資料館の来館者数が20万人を突破
	11月6日	チッソに融資する日本興業銀行・三和銀行などの金融機関、チッソ向けの債権の一部約350億円を放棄することで大筋合意
	11月15日	チッソ、1999年9月期中間決算を発表 売上高679億1,400万円(前年同期比7.5%減) 経常利益19億1,000万円(前年同期比3.5%減) 累積赤字2,074億3,900万円
	11月26日	熊本大学、同大学附属図書館内に水俣病をはじめとする重要な学術資料を図書館に一括して登録し整理・保存にあたる「学術資料調査研究推進室」を設置
	11月30日	水俣病患者平和会・水俣病患者連合・水俣病被害者の会全国連絡会の3団体、環境庁や関係国会議員に水俣病総合対策医療事業の継続拡充を申入れ
	12月4日	国立水俣病総合研究センターが設置した「水俣病に関する社会科学的研究会」報告書をまとめる
	12月24日	熊本県、第41回チッソ県債発行 発行額14億5,700万円
	12月24日	熊本地裁、鹿児島県水俣病出水の会が国等に総額1億5,000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決 「加算金は一時金の対象者への付加給付で、出水の会は加算金を受ける法的地位はない」として請求を棄却
2000年(平成12年)	1月24日	チッソ水俣病患者連盟、チッソ(本社)に対し、補償協定に基づく治療費や介護費の支払いについて、介護保険導入後も患者に新たな負担が生じないよう申入れ
	1月25日	チッソ、グループ社員の削減や不採算事業の縮小を柱とする「再生計画」を発表
	"	チッソ水俣病患者連盟、環境庁と関係国会議員に、介護保険導入に伴い水俣病患者医療の一部に自己負担が生じる恐れが出ていることに関して、公害健康被害補償法の見直しで今後も介護費などをチッソに全額補償させるよう要請
	2月8日	政府、平成12年度以降におけるチッソに対する国の支援策を正式に決定(閣議了解)
	2月15日	国立水俣病総合研究センター、毛髪水銀値の全国調査を始める
	2月25日	福島熊本県知事現職のまま死去
	2月29日	環境庁、19年11ヶ月ぶりに行政不服審査請求を棄却
	3月9日	国立水俣病総合研究センターの調査で、昭和30年代前半の水俣市においては水俣病認定患者の母親から生まれる男児の割合が、女児の6割程度と異常に低かったことが判明
	3月12日	水俣病資料館「語り部の会」の7人、長崎平和推進協会の語り部4人と長崎原爆資料館で交流

水俣病関係年表

2000年(平成12年)	3月16日	国立水俣病総合研究センターと新潟大脳研究所の共同チーム、メチル水銀が母乳を介しては乳児にはほとんど移行しないことを発表
	3月24日	環境庁・中国国家環境保護総局の共催による「日本・中国水俣病経験の普及啓発セミナー」が北京で開かれる 水俣病資料館語り部や水俣市民代表、国、熊本県、水俣市の行政代表らが水俣病の経験を報告
	3月27日	鹿児島県、胎児性水俣病患者とみられる出水市の男性を水俣病と認定
	3月28日	環境庁が水俣病患者の医療費を介護保険実施後もチッソが補償する方針決定
	5月1日	2000年度水俣病犠牲者慰靈式を開催(第9回)清水環境庁長官ら600名が参列 患者・遺族代表の祈りの言葉は故川本輝夫氏の川本ミヤ子夫人
	5月3日	北海道医療大学や第一薬科大学等の調査で食品として市販されているクジラ等の内臓が、高濃度の水銀で汚染されていることが判明
	5月19日	「私にとっての水俣病」編集委員会、水俣市民から聴き取った声を載せた書籍「水俣市民は水俣病にどう向き合ったか」を発刊
	5月20日	水俣病資料館で1960年から1970年代の水俣を克明に写した24点の塙田武史氏の写真展開催(～6/4まで)
	6月5日	熊本県が水俣湾内の魚介類の最後のモニタリング調査実施(～6/22まで)
	6月6日	最後の患者県債14億3,800万円を熊本県議会承認可決(発行総額:896億3,100万円)
	6月23日	胎児性水俣病患者等の学舎湯ノ児分校跡地に記念プレート設置
	7月13日	水俣病患者平和会・水俣病患者連合・水俣病被害者の会全国連絡会の被害者3団体が川口環境庁長官に水俣病総合対策医療事業の継続拡充を申し入れ
	7月20日	東京都目黒区の都写真美術館で「水俣・東京2000」開催
	8月3日	チッソ株水俣工場の排水を流した百間ポンプ場が老朽化で新設へ
	8月16日	熊本県知事が水俣病申請書類職業欄の「プラプラ記載」について抗議の男性に直接謝罪
	8月23日	国立水俣病総合研究センターが今春実施した水俣市民1000人の毛髪水銀値調査の結果国内平均を下回り、過去の汚染の影響がないことを立証
	9月5日	水俣病語り部5人が「水俣市民は水俣病にどう向き合ったか」の掲載内容に抗議
	9月20日	江添川のダイオキシン類濃度が環境基準の約4倍(3.8ピコグラム)であることが判明
	10月13日	「水俣市民は水俣病にどう向き合ったか」の匿名中傷問題について市広報で水俣市長が偏見解消呼びかけ
	11月6日	水俣病理解を深めるため、水俣病語り部が水俣市役所全職員対象に講演(～11/7まで)
	11月16日	チッソ3年ぶり増益、通期利益は53億円を予想
	11月17日	熊本県が水俣湾の安全を最終魚介類水銀値モニタリング調査で再確認。水俣湾の調査終了決定
	12月14日	水俣病患者団体が11月に終了した「水俣湾魚介類水銀調査」の継続を環境庁に要望(翌15日に熊本県に要望)
	12月18日	長崎原爆体験の語り部3名が来水し、水俣病語り部と交流。戦争と公害の悲惨さを後世に語り継いでいくことを誓う
	12月26日	鹿児島県出水市の女性39歳(1名)を新たに水俣病と認定

水俣病関係年表

2000年(平成12年)	12月28日	熊本県知事が定例記者会見で、水俣湾の魚介類水銀値調査を今後も継続していく方針を明らかにする
2001年(平成13年)	1月11日	水俣病の教訓に学ぶ「人権・環境シンポジウム」が福岡県春日市で開催
	2月13日	「水俣病待たせ賃訴訟」差し戻し後の上告を棄却
	3月4日	ベトナムで「水俣病経験の普及セミナー」開催(～3/10まで)
	3月7日	岩垂寿喜男元環境庁長官心不全のため死去
	3月15日	熊本県が水俣湾の水銀濃度調査を継続することを県議会に報告
	4月1日	水俣病被害者の会全国連絡会が「NPOみなまた」設立総会開催
	4月17日	中国の新聞・放送関係者の全国組織「中華全国新聞工作者協会」の記者団が水俣病語り部と懇談し、チッソ水俣製造所を訪問
	4月19日	熊本大学が水俣病の病像やメチル水銀中毒などを学ぶ教養講座「医学から見た水俣病」を開講(10月まで毎週1回：計13回)
	4月21日	第3回水俣病記念講演会が東京有楽町で開かれ、水俣病患者の杉本栄子さんが水俣病に対する差別や偏見の苦悩を語る
	4月23日	水俣市が水俣病事件の原点の地「百間排水口(汐見町)」に説明案内板設置
	4月27日	水俣病関西訴訟で大阪高裁が国・県の行政責任を認め、賠償についても一审の大蔵地裁判決を変更
	4月30日	チッソ水俣病患者連盟が水俣病関西訴訟の控訴審判決について上告をしないよう環境省・熊本県・チッソ本社に要望書を送付
	5月1日	2001年度水俣病犠牲者慰靈式を開催(第10回目)川口環境大臣ら400名が参列 患者・遺族代表の祈りの言葉は水俣病語り部杉本栄子さん
	5月1日	水俣病互助会の胎児性患者坂本しのぶさんが水俣病関西訴訟の控訴審判決について上告しないよう川口環境大臣に要望書を手渡す
	5月1日	水俣病互助会等が乙女塚で患者団体慰靈式を開催(第21回)
	5月2日	水俣病関西訴訟原告・弁護団が控訴審判決について上告断念などを求め小泉首相に要望書を送付
	5月5日	岡山県和気郡佐伯町の学び館「サエスタ」で水俣・佐伯展を開催(NPO法人水俣フォーラム)
	5月6日	水俣病出水の会と医師や研究者でつくる水俣病研究会が出水市で水俣病患者を掘り起こす集団検診を開始
	5月7日	水俣病関西訴訟原告・弁護団が控訴審判決について上告断念などを求めチッソ本社を訪れ申し入れ
	5月7日	市民環境使節団が中国の環境モデル都市張家港市で水俣病展を開催
	5月8日	水俣病関西訴訟原告・弁護団が控訴審判決について上告しないよう環境省を訪れ要請
	5月9日	国が水俣病関西訴訟の上告を決定
	5月9日	水俣病関西訴訟原告・弁護団が控訴審判決について上告しないよう熊本県庁を訪れ要請
	5月11日	国と熊本県は水俣病関西訴訟の控訴審判決で被害拡大を放置した行政責任が認定されたことを不服として最高裁に上告 チッソは上告せず控訴審判決を受け入れ
	5月17日	張家港市長周偉強氏ら市幹部5名が水俣市を訪れ、水俣病語り部と懇談

水俣病関係年表

2001年(平成13年)	5月18日	チッソ水俣病患者連盟が水俣病関西訴訟の上告を取り下げるよう環境省・熊本県に要求書を送付
	5月19日	水俣湾の海底水銀値が10年連続で基準値を下回る
	5月21日	国立水俣病総合研究センターが母親に低濃度で蓄積した水銀の胎児への影響を調査開始
	5月27日	地雷廃絶を訴える英国の義足ランナークリス・ムーン氏が水俣病語り部と懇談し、胎児性患者とエコパーク水俣と一緒に走る
	5月29日	環境省・財務省・総務省・経済産業省・内閣府・熊本県で構成する「チッソに対する支援措置に関する連絡会議」の幹事会が2001年度のチッソの償還猶予額を総額86億2,800万円とすることを申し合わせ
	6月5日	熊本県が水俣病認定申請者の疫学調査書に差別用語を書き込んでいた問題で計149件が書き込まれていたことが判明 古田熊本県環境生活部長が水俣市を訪れ患者団体に謝罪
	6月8日	熊本県水俣保健所に水俣病が食中毒として初めて届出
	6月9日	国立水俣病総合研究センターの付属施設として水俣病情報センター(明神町)が開館
	6月11日	水俣病関西訴訟原告団とチッソ水俣病関西訴訟患者の会が熊本県が差別用語を疫学調査書に書き込んでいた問題を潮谷県知事に謝罪するよう要求
	6月14日	熊本県水俣保健所が水俣病を食品衛生法に基づく食中毒事件として調査しないことを決定
	6月19日	水俣病語り部が今期限りで勇退する吉井市長に水俣病語り部制度の存続を確認
	6月23日	水俣市が水俣病の歴史を紐解いた冊子「水俣病 その歴史と教訓2000」を作成
	6月27日	会員数8万6千人を有するアジア最大規模の環境N G O「韓国環境運動連合」のメンバーが水俣病学習のため、水俣市を訪問
	7月1日	水俣市で10月に開催される「水俣病展」の説明会をN P O法人水俣フォーラムが実施 地元での遺影展示に論議白熱
	7月10日	N P O水俣フォーラムは遺族が望まない138人の遺影展示を取りやめ、地元展示に反発していた水俣病平和会に原版写真を返却
	7月19日	水俣病患者掘り起こしのため出水市で集団検診を実施している水俣病出水の会が第1陣として15人を鹿児島県に認定申請
	8月1日	新潟水俣病の資料館「環境と人間のふれあい館(豊栄市)」が開館
	8月23日	熊本県が水俣湾内の魚介類の水銀濃度を分析するため捕獲調査を開始
	8月24日	水俣病展の遺影展示で新たに25遺族が展示を望まず
	9月1日	水俣病運動の母日吉フミコさんが「水俣病患者とともに」を出版
	9月1日	熊本大学地域連携フォーラムが水俣病問題の現在と水俣再生への政策課題を考えるシンポジウムを開催(もやい館)
	9月8日	北九州博覧会で水俣病の悲劇を訴える「みなまた展」を開催
	9月22日	水俣病で犠牲になったすべての生命に祈りを捧げる「火のまつり」を開催(第7回)
	9月23日	水俣病展の遺影展示辞退が相次ぎ合計で72人の遺族が辞退

水俣病関係年表

2001年(平成13年)	9月26日	NPO法人水俣教育旅行プランニングが「水俣病の病名は変えるべきか否か」をテーマにした学習会を企画開催
	10月2日	環境省が「水銀汚染対策マニュアル」を作成
	10月12日	水俣病発生地水俣で初の「水俣病展」が開催(NPO法人水俣フォーラム)
	10月15日	第6回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議を開催(45カ国:500名)
	10月18日	胎児性患者5人が水俣水銀国際会議の参加者と交流
	10月19日	国立水俣病総合研究センターと宗像水光会総合病院はメチル水銀が母乳を通して乳児にはほとんど移行しないことを水俣水銀国際会議で発表
	10月29日	水俣病互助会と支援団体メンバーが水俣病認定制度の見直し、不知火海地域での被害者救済調査、水俣病関西訴訟の上告取り下げなどを求め国・熊本県・鹿児島県に要望書を提出
	11月2日	熊本県が死後17年間調査をせず棄却した女性の不服審査請求を環境省が棄却
	12月5日	水俣病患者3団体(水俣病患者平和会・水俣病患者連合・水俣病被害者の会全国連絡会)が水俣病総合対策医療事業の拡充と継続と病像に対する国の見解を再検討するよう川口環境大臣に要望したが、大臣は国の見解は変えないことを示した
	12月6日	水俣病を公式確認したチッソ付属病院の故細川一氏の氏族が光子夫人も葬儀の香典ほぼ全額を胎児性患者が働くほつとはうすなどに寄付
	12月20日	チッソへの公的支援経費として年度当初費6%増の73億3,900万円が認められる
	12月25日	熊本県水俣病対策課が水俣病互助会などが10/19に提出した要望書に回答
	12月27日	水俣病被害者弁護団全国連絡会議(1997年解散)が水俣病裁判全史の第5巻総括編を刊行し、全史が完結
	12月27日	鹿児島県が水俣病認定申請をしていた24人全員を棄却(24人には水俣病出水の会が掘り起こしをした集団検診受診者も含む)
2002年(平成14年)	1月8日	2001年の水俣病資料館入館者数が過去最高の4万6,000人
	1月12日	水俣病事件の研究者らが第7回水俣病事件研究会を熊本学園大学で開催
	1月18日	水俣病資料館の語り部に新たに3人が加わる(川本ミヤ子・金子スミ子・永本賢二)
	1月19日	水俣病患者の遺影展示をしているNPO法人水俣フォーラムと水俣病患者平和会が新たに会員の遺影を展示に加える際は遺族の了承を得るとする覚書を交わす
	1月27日	水俣病出水の会が鹿児島県の棄却処分した17人について異議申し立て
	2月14日	熊本県が職員を対象にした水俣病啓発セミナーを開催(県庁)
	3月4日	2002年度水俣病犠牲者慰靈式実行委員会開催
	3月5日	水俣病資料館の入館者が30万人を突破(1993年1月~)
	3月5日	環境省が存在しないとしていた「水俣病認定条件変更」等の関連文書の存在が確認される
	3月6日	胎児性患者の中に運動機能の急速な低下が見られるとして土井睦雄(横浜市立大医学部教授)が国などに対し早急な実態解明と対策の必要性を提言
	3月17日	水俣病研究会(代表:富樫貞夫志學館大教授)が、鹿児島県出水市で特定地域の住民を対象とした健康調査を開始

2002年(平成14年)	3月22日	水俣病上告取り下げを求める全国ネットワーク（宮澤信雄代表：大阪市）が、小泉純一郎首相、大木浩環境相、潮谷義子県知事に対し、同訴訟の上告取り下げを求めて24万110人分の署名を環境省に提出
	3月22日	環境省が、水俣病の認定基準について1975年から77年にかけて専門家が議論した水俣病認定検討会の一部資料を初めて開示
	3月25日	熊本県が、公害健康被害補償法に基づき水俣病の認定申請をしていた9人の内6人を棄却、3人を処分保留とした
	3月28日	水俣病事件の教訓を海外に伝える普及啓発セミナーをタイで開催
	3月28日	水俣病の認定申請で、熊本県は訴訟原告など処分困難者の解消に取り組む方針を固める
	4月16日	故川本輝夫（元チッソ水俣病患者連盟委員長）夫人の川本ミヤ子さんが水俣病資料館の語り部としてデビュー
	4月24日	水俣病資料館で、胎児性水俣病患者初の語り部として永本賢二さんが講話
	4月25日	熊本県教育委員会は、新規事業である県内の小学5年生を対象にした「こどもエコセミナー」を初年度165程度で実施することを決定
	4月27日	第4回水俣病記念講演会が東京有楽町で開催
	4月30日	第5回ノーモアミナマタ環境賞の授賞式がもやい館であり、菊池郡泗水中一年生と韓国の環境N G O麗水環境運動連合が受賞（特別賞は武内忠男熊本大学名誉教授）
	5月1日	2002年度水俣病犠牲者慰靈式を開催（第11回目）大木浩環境大臣ら600名が参列 患者・遺族代表の祈りの言葉は水俣病語り部金子スミ子さん（チッソ）の後藤舜吉社長も6年ぶりに出席し、祈りの言葉を述べる
	5月3日	共同作業所「ほっとはうす」の加藤たけ子代表が、患者たちの生活全般を支える態勢づくりを目指し、「さかえ基金」を創設
	5月17日	水俣病の認定業務の促進を目指す熊本県は、処分困難者への対処要項をまとめた
	5月24日	県内の小学5年生を対象にした「こどもエコセミナー」がスタート
	5月25日	国立水俣病総合研究センターが平成14年度から4年間、水俣病に関する資料を掘り起こし、収集・整理するための総合調査事業を実施
	5月26日	関西水俣病訴訟控訴審で敗訴し上告した国と県に対して、上告の取り下げを求める署名集めのため、2ヶ月余り掛けて旧東海道五十三次（約500キロ）を歩いた原告支援者の大沢忠夫さん（水俣市茂道）が、ゴールの京都三条大橋に到着
	5月31日	環境・財務・総務・経済産業の4省と内閣官房・熊本県で構成する「チッソに対する支援措置に関する連絡会議」の幹事会が、新金融支援策に基づき、チッソの平成14年度分の県債償還予定額のうち、償還猶予額を総額91億1500万円とすることを申合せた
	7月2日	公害の原点といわれる水俣病事件を問い合わせ直す「水俣・広島展」が被爆地である広島市のアステールプラザで始まる（7月7日まで）
	7月7日	水俣病第一次訴訟原告で、1973（昭和48）年のチッソ東京本社補償協定交渉で団長を務めた田上義春氏が、肺炎のため明水園で亡くなった（享年72歳）
	7月10日	日本鉄道建設公団が、九州新幹線鹿児島ルートの新八代～西鹿児島間で唯一用地が未取得だった水俣病患者支援施設「ほたるの家」の取り壊し工事を開始

水俣病関係年表

2002年(平成14年)	7月12日 大木浩環境相が、熊本県知事の水俣病認定申請棄却処分に対して行政不服審査を求めていた芦北郡内の女性（故人）の請求を棄却
	7月12日 国の臨時水俣病認定審査会が24年間続けてきた水俣病認定業務がすべて終了（最終処分結果 申請：439件 認定：33件 棄却：328件 取り下げ：78件）
	7月17日 水俣病患者平和会（石田勝会長） 水俣病患者連合（佐々木清登会長） 水俣病被害者の会全国連絡会（橋口三郎幹事長）の被害者3団体が、大木浩環境相に水俣病総合対策医療事業の継続拡充などを申し入れ
	7月18日 環境庁（現環境省）が設置した中央公害対策審議会の水俣病問題専門委員会（井形昭弘委員長）が1991（平成3）年当時、2,900人を超える水俣病認定申請未処分者を減らすため、公害健康被害補償法の指定地域から水俣市と芦北郡3町、出水市を解除し、棄却後の再申請や新たな申請を認めない方法を検討していたことが議事録から判明
	7月24日 インターネットホームページ上で会議録の検索などができるデータベースシステムの一部に「水俣病」の同義語として「つまづき病」「よいよい病」などといった差別的な同義語が定義されていることが判明
	7月26日 国会会議録検索システムを運営する国立国会図書館は、水俣病に対する差別的な同義語が含まれるとする同義語辞書ソフトが収録する約130万語の総チェックを決めた
	7月29日 熊本県議会事務局は、水俣病に対する差別的な同義語が表示される問題で、同表示機能の運用を完全に停止
	7月29日 熊本県議会会議録の検索データベースなどで水俣病に対する差別的な同義語が表示される問題で、県議会事務局長と検索ソフトの制作会社社長らが水俣市を訪れ、水俣病互助会ら3団体に謝罪
8月3日	長年、水俣病未認定患者の裁判やチッソ交渉を支援し、亡くなった安川栄さんをしのぶ集いが東京本郷の文京区民センターで行われる
8月20日	環境省は微量のメチル水銀が胎児に与える影響に関し、10月から11年かけて宮城県内の病院で調査することを決定
8月24日	水俣病被害者らでつくる「本願の会」が、魚をまつり生命について考える「魚満天の夜」を親水護岸で実施
8月26日	水俣病センター相思社が南アフリカで開かれる「持続可能な開発に関する世界サミット（ヨハネスブルクサミット2002）」に参加（9月4日まで）
9月3日	熊本県が水俣湾内の魚類に含まれる水銀濃度調査のための魚類捕獲を開始（9月5日まで）
9月21日	水俣病で犠牲になったすべての生命に祈りを捧げる「火のまつり」を開催（第8回）
10月1日	小泉改造内閣で初入閣した鈴木俊一環境相が、「水俣病は決して風化させてはならない」と明言
10月11日	鈴木俊一環境相が就任後初の視察で水俣市を訪れ、水俣病情報センターや水俣病資料館、明水園などを訪問
10月11日	水俣病の犠牲となった被害者や生類の靈を弔う恒例の法要会が水俣病センター相思社（佐々木清登理事長）で営まれた
11月1日	熊本県が水俣病認定申請者のうち県が指定した医療機関の検診に応じない5人に對し「受診命令」と「受診勧告」を送付

水俣病関係年表

2002年(平成14年)	11月4日	国の公害健康被害補償不服審査会(古市圭治会長)が、熊本県知事の水俣病認定申請棄却処分を不服とする女性(故人)の審査請求を棄却
	11月8日	鈴木俊一環境相が、衆院環境委員会で1977(昭和52)年に示した水俣病認定の判断条件(基準)を見直す考えがないことを強調
	11月11日	水俣病上告取り下げを求める全国ネットワーク(宮澤信雄代表:大阪市)が、小泉純一郎首相、大木浩環境相、潮谷義子県知事に対し、同訴訟の上告取り下げを求めて18万6,578人分の署名を内閣府に提出
	11月12日	新潟水俣病の語り部と水俣病資料館の語り部が初めて水俣市で交流
	11月13日	チッソ支援措置の特例が本年度で期限切れになることから、自民党水俣病問題小委員会(松岡利勝委員長)が非公開で対応を協議(東京永田町:党本部)
	11月18日	強風で吹き飛ばされていた埋立地説明看板の日本語版が1年ぶりに復活
	11月18日	共同作業所ほっとはうす(加藤たけ子代表)が、開所3周年を記念し「水俣・ほっとはうすにあつまれ!」を出版
	11月28日	自民党の水俣病問題小委員会(松岡利勝委員長)がチッソ支援措置の特例を来年度以降も延長するよう政府に要請
	12月8日	もやい直しセンターきずなの里(楠原正元所長)が、水俣市以外の発生地でも水俣病を風化させまいと、水俣病資料館の語り部を講師に招く(月1回:9回)
	12月10日	熊本県が水俣病認定審査会会長の三嶋功氏(85)退任を決め、後任の委員に福岡県保健環境研究所長の加藤元氏が就任
	12月13日	政府が本年度で期限が切れるチッソ支援措置の特例を3年間延長する考えを表明
	12月20日	チッソへの金融支援の経費として本年度当初比4%減の72億2千万円(国費)が認められる
	12月26日	水俣病関西訴訟団が、水俣病の認定申請で検診に応じない原告に受診命令を出した熊本県に対して抗議書を郵送
2003年(平成15年)	1月4日	水俣病資料館が開館10周年
	1月21日	水俣病認定申請で検診に応じなかった申請者4人を「検診拒否者」として認定審査会の審査対象とすることを熊本県が決定
	1月24日	水俣病認定審査会の会長に岡嶋透(城南病院:76)副会長に内野誠(熊大医学部教授:57)が就任
	1月27日	関西水俣友の会が原告4人を検診拒否者とした熊本県の処分に対して、撤回を求める抗議文書を熊本県知事に送付
	2月20日	水俣病関西訴訟の原告らが、元中央公害対策審議会水俣病問題専門委員長の井形明弘氏(74)を偽証容疑で告発(大阪地検)
	3月3日	熊本県は水俣病認定申請をしていた27人について、司法認定6人を含む19人を棄却、8人を保留
	3月3日	熊本県の水俣病認定審査で二次訴訟の原告3人が棄却や保留されたことに対し、原告の所属する水俣病被害者の会全国連絡会(橋口三郎幹事長)が熊本県に抗議文を提出
	3月11日	水俣病裁判で一次訴訟から三次訴訟までの原告弁護人千場茂勝さん(77:熊本市)が水俣病事件の30年間をまとめた著書「沈黙の海 水俣病弁護団長のたたかい」を出版

水俣病関係年表

2003年(平成15年)	3月21日	乙女塚で水俣病市民会議会長の日吉フミコさん(88:水俣市)が建てた「不知火海の水銀汚染を悼む碑」の除幕式(水俣市互助会主催)
	3月26日	中国天津市「水俣病経験の普及啓発セミナー」が開催され、水俣病資料館語り部の金子スミ子さん(72)、水俣病患者連盟委員長の松崎忠男さん(73)、環境マイスターの金刺潤平さん(43)らが水俣病の教訓を伝えた(7回目)
	3月29日	1970年代の水俣病と周囲の状況を写した映画三作品の上映会(もやい館)
	4月7日	水俣病二次訴訟判決で患者と認められたが熊本県から認定申請を棄却された水俣市と芦北町の男性2人が知事の処分に異議申し立て
	4月20日	水俣病事件の教訓や今日的な課題を考える「第5回水俣病記念講演会:水俣フォーラム」(東京有楽町)
	4月23日	国の公害健康被害補償不服審査会(大西孝夫会長)は熊本県知事の水俣病認定申請棄却処分を不服とする葦北郡出身の男性と女性(いずれも故人)の審査請求を棄却
	4月24日	水俣病資料館が2002(平成14)年度から取り組んでいる語り部のビデオ、DVD制作の初年度分(3人:浜元二徳さん・橋口三郎さん・佐々木清登さん)が完成
	4月30日	第6回ノーモアミナマタ賞環境賞授賞式(もやい館)胎児性水俣病患者らの共同作業所「ほっとはうす:加藤たけ子代表」が受賞
	4月30日	司法では水俣病と認められたが、水俣病認定申請を棄却された水俣病関西訴訟の原告3人が新たに熊本県に対し異議申し立て
	5月1日	2003年度水俣病犠牲者慰靈式開催(第12回目)鈴木俊一環境大臣ら600名が参列 患者・遺族代表の祈りの言葉は、胎児性患者として初めての永本賢二さん
	5月22日	連合(笠森清会長)主催による「第5回連合環境フォーラム」開催(もやい館他)
	5月30日	日本精神神経学会は環境省に対し1977(昭和52)年当時の環境庁が通知した水俣病の判断条件について同省の見解を改めて示すよう求める要望書を提出
	6月4日	第28回全国公害被害者総行動(東京都内)
	6月6日	チッソ水俣病患者連盟(松崎忠男委員長)は水銀濃度が高いことを理由に厚生労働省が妊婦を対象に呼びかけた4魚種の摂取制限に対し「魚種選定に疑問がある」等として坂口力厚生労働大臣と鈴木俊一環境大臣宛に質問状送付
	6月17日	チッソ水俣病患者連盟(松崎忠男委員長)は妊婦への魚の摂取制限に関して環境省宛に申し入れ書送付
	6月18日	国立水俣病総合研究センター(野村瞭所長)が水俣病事件に関する体験等の聞き取り調査を開始
	6月24日	熊本県は県環境センターと阿蘇町役犬原小をテレビ会議システムでつなぎ、水俣病語り部講話の遠隔地授業を実施
	6月24日	熊本市内で開かれた県中学水泳競技大会で出場した水俣市の中学生に別の学校の生徒が「水俣病が来た」等と差別的な発言をしていたことが発覚
	6月26日	水俣病関西訴訟の川上敏行原告団長(78)と妻(76)が熊本県知事宛に水俣病と認定するよう求める要望書を送付
	7月1日	環境省がチッソ水俣病患者連盟(松崎忠男委員長)の申し入れ書に対し「水俣湾の安全宣言変更ない」と回答

水俣病関係年表

2003年(平成15年)	8月1日	歌手で俳優の上条恒彦さんが水俣病患者の悲哀を歌にしてCDに収録
	8月4日	水俣病総合対策医療事業対象者のうち70歳以上について、昨年10月の老人保健制度改定で高額医療費分の一時負担金が発生していたことが判明 水俣病患者平和会(石田勝会長) 水俣病患者連合(佐々木清登会長) 水俣病被害者の会全国連絡会(橋口三郎幹事長)の三団体が一時負担の解消等を熊本県知事に文書で要請
	8月11日	国の公害健康被害補償不服審査会(大西孝夫会長)は熊本県知事の水俣病認定申請棄却処分を不服とする水俣市の男性(66)と妻(58)、葦北郡の女性(80)の審査請求を棄却
	8月13日	水俣病関西訴訟の川上敏行原告団長(78)と妻(76)が熊本県知事宛に「患者側主治医の検診データを認定審査資料と認めない」理由を正す質問状を提出
	8月23日	三重県四日市市の三重県環境学習センターで「みなまた展」開催(主催:水俣市・水俣病資料館)
	8月26日	熊本県職員を対象にした水俣病啓発セミナー開催(250人出席)
	9月24日	小泉再改造内閣で初入閣した小池百合子環境大臣が最高裁に上告中の水俣病関西訴訟について上告取り下げがないことを明言
	10月1日	熊本県は県公害健康被害認定審査会の答申に基づき、認定申請をしていた7人を棄却、3人を保留
	10月22日	昨年2月の熊本県水俣病認定審査会の議事録を開示するよう求めていた熊本大学医学部助手の申し立てについて、県情報公開審査会(会長:益田敬二郎弁護士)は議事録がなかったと判断したうえで、今後は議事録を作つて公開請求に応じるよう熊本県知事に答申
	11月20日	水俣病関西訴訟の原告3人が熊本県の認定申請棄却処分に対し、国の公害健康被害補償不服審査会に不服審査請求
	11月26日	水俣病患者連合、水俣病被害者の会全国連絡会、水俣病患者平和会の代表4人が各省を訪問し、国の三位一体改革に伴つて廃止が検討されている公害健康被害補償給付支給に伴う事務費交付金を継続するよう申し入れ
	12月1日	廃止が検討されている公害健康被害補償給付支給に伴う事務費交付金を環境省が対象から外すよう財務省に打診
	12月8日	熊本県が今年9月に実施した水俣湾魚類の水銀水準調査結果を公開 カサゴ、ササノハベラの二魚種ともに国の暫定規制値以下
	12月10日	国の公害健康被害補償不服審査会は熊本県から認定申請を棄却された水俣市の女性二人について不服審査の口頭審理を開催
2004年(平成16年)	1月6日	「水俣・川崎展」が神奈川県川崎市の展示施設「アートガーデンかわさき」で開催(水俣フォーラム)~2/8
	1月7日	水俣病資料館の2003(平成15)年1年間の入館者数が5万人を突破
	1月14日	水俣病関西訴訟の原告と支援者から偽証容疑で告発されていた元中央公害対策審議会水俣病問題専門委員長で医学者の井形昭弘氏を大阪地検が昨年12月25日付けで不起訴にしていたことが判明
	1月26日	鹿児島県が水俣病の認定申請者9人について同県公害健康被害認定審査会(会長:納光弘鹿児島大大学院医歯学総合研究科教授)の答申に基づき、3人を保留6人を棄却処分

水俣病関係年表

2004年(平成16年)	1月30日 熊本県水俣病認定審査会（岡嶋透会長）が今後議事録を作成することを決定
	2月14日 水俣病資料館が2002（平成14）年度から取り組んでいる語り部のビデオ、DVD制作の第二期分（3人：上野エイ子さん・川本ミヤ子さん・金子スミ子さん）が完成
	2月28日 水俣病関西訴訟の原告を支える会が国の水俣病像を問うビデオ「水俣病の虚像と実像」を上映（大阪市）
	2月29日 環境省の公害健康被害補償不服審査会は熊本県から水俣病と認定されなかつた水俣市の男性（46）の不服審査請求を棄却
	3月2日 環境省が若い世代に水俣病事件の教訓を伝えていくうと「水俣病経験の普及啓発セミナー」を開催（東京都内）
	3月17日 熊本県は公害健康被害認定審査会の答申に基づき6人を棄却、2人を保留
	3月26日 チッソ水俣本部の新日本窒素労働組合の解散大会（市総合体育館）
	3月30日 新作能「不知火」水俣市公演へ向け被害者らがチッソ㈱に協賛呼びかけ
	4月13日 熊本学園大学の実践から「水俣学」の2冊の本を刊行
	4月15日 チッソ㈱が新作能「不知火」の協賛辞退、社員個人で協力
	4月26日 不服審査請求2件を国の公害健康被害補償不服審査会が棄却
	4月30日 第7回ノーモアミナマタ環境賞授賞式、2団体を表彰
	5月1日 平成16年度水俣病犠牲者慰靈式開催（13回目：水俣メモリアル）
	5月1日 水俣病互助会が24回目の独自慰靈祭開催（乙女塚）
	5月6日 熊大と福大等の研究者グループが生活障害調査開始
	5月12日 丸山熊大教授らが論考を収めた「水俣の経験と記憶」を出版
	5月31日 関西訴訟の原告と被告の双方が最高裁に答弁書提出
	6月6日 国の公害健康被害補償不服審査会が死後16年放置男性遺族の不服請求棄却
	6月20日 国水総研退官の赤木洋勝氏が水俣に私設の研究所開設
	7月2日 土本典昭監督が今の水俣を描いた映画「みなまた日記」を完成
	8月6日 関西訴訟支援者らが井形氏不起訴について検察審査を申立
	8月18日 日本精神神経学会が熊大と鹿大に水俣病研究費開示要求
	8月25日 環境省が公式発見50年の地元支援事業予算を概算要求
	8月28日 新作能「不知火」が原点の地で上演（水俣湾埋立地：1,300人）
	9月30日 鹿児島県は公害健康被害認定審査会の答申に基づき4人を棄却、4人を保留
	10月8日 熊本県は公害健康被害認定審査会の答申に基づき3人を棄却、2人を保留
	10月9日 検察審査会が井形氏の不起訴処分を相当と議決
	10月15日 関西訴訟最高裁判決で国と熊本県の行政責任を認める
	10月18日 衆院予算委員会で環境省は認定基準の見直し否定
	10月19日 関西訴訟原告・弁護団が潮谷熊本県知事と交渉
	10月21日 民主党が「水俣病対策ワーキングチーム」設置を決定
	10月25日 伊藤鹿児島県知事が認定の二重基準整理についてコメント
	10月25日 水俣病出水の会が役員会で未認定患者約130人の集団認定申請を決定
	10月26日 潮谷熊本県知事が認定業務の現行続行について疑惑のコメント
	10月28日 江口水俣市長が認定基準問題について熊本県の姿勢に理解
	10月28日 最高裁判決後初めて水俣市の70歳女性が認定申請
	10月29日 小池環境大臣が認定業務に関して潮谷熊本県知事との会談を希望
	10月29日 熊本県議会厚生常任委員会において「国への認定業務返上」等の意見

2004年(平成16年)	11月2日	国の公害健康被害補償不服審査会は現行の認定基準を踏襲し3人の不服請求を棄却
	11月7日	政府解決策で和解した水俣病訴訟弁護団が関西訴訟最高裁判決を受け「被害者救済制度」の創設等を求める声明
	11月8日	熊本県公害健康被害認定審査会の全委員の任期が10月末に切れていることが発覚
	11月9日	民主党の水俣病対策ワーキングチームが第2回会合(衆院第一議員会館)
	11月12日	熊本県の水俣病被害者対策案の概要が判明
	11月12日	環境省は熊本県の水俣病被害者対策案に疑問と戸惑い
	11月12日	自民党水俣問題小委員会が関西訴訟最高裁判決後初めての会合(党本部)
	11月12日	潮谷熊本県知事が小池環境大臣に地方自治体の立場を訴えた(首相官邸)
	11月13日	政府・自民党がチッソ(株)の分社化について明らかにする
	11月18日	潮谷熊本県知事が水俣病対策案を県議会厚生常任委員会に提示
	11月19日	公明党が水俣病問題小委員会を設置
	11月20日	水俣病センター相思社が設立30周年記念シンポジウム「これからの水俣を語る」を開催(もやい館)
	11月21日	旧全国連の弁護団・被害者の会が熊本県の水俣病対策案を評価
	11月24日	関西訴訟原告・弁護団と環境省の2回目の交渉(大阪市)
	11月25日	熊本県議会全員協議会において県の水俣病対策案を基本的に了承
	11月26日	公明党水俣病問題小委員会の初会合(衆院第一議員会館)
	11月26日	環境省が責任の在り方や今後の対応を検討する第三者機関の設置を決定
	11月29日	国水総研が水俣病関連資料の収集・整備のための検討会開催(情報センター)
	11月29日	熊本県が水俣病対策案を環境省に提出
	11月30日	水俣病患者3団体(水俣病被害者の会全国連絡会・水俣病患者連合・水俣病患者平和会)が全被害者への明確な謝罪等を求める要求書を熊本県に提出
	11月30日	熊本県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後100人超す(106人)
	12月2日	水俣病出水の会が不知火海沿岸に住む未認定患者ら会員57人分の認定申請
	12月2日	水俣病患者3団体が与野党の国会議員に対し特別立法の制定等を要望(東京)
	12月3日	自民党水俣問題小委員会の県選出国会議員が水俣市を訪問
	12月3日	関西訴訟の最高裁判決を受け水俣病患者4団体(水俣病被害者の会全国連絡会・水俣病患者連合・水俣病患者平和会・新潟水俣病被害者の会)が環境大臣に全被害者救済の特別立法制定等を要望(東京霞ヶ関)
	12月5日	民主党の水俣病対策ワーキングチームが水俣市を訪問
	12月5日	関西訴訟の最高裁判決を受け原告・弁護団と熊本県の2回目の交渉(大阪市)
	12月6日	水俣病出水の会の尾上会長らが江口市長に「環境省へ認定基準の見直しを求めるよう」要請
	12月8日	水俣病出水の会が不知火海沿岸に住む未認定患者ら29人分の認定申請
	12月9日	環境省と熊本県の水俣病対策に関する初めての協議(東京霞ヶ関)
	12月9日	環境省が関西訴訟原告への療養費支給や総合対策医療事業の拡充等の水俣病対策を初めて打ち出す
	12月9日	潮谷熊本県知事が水俣・芦北の胎児性患者宅4軒を謝罪訪問
	12月10日	公明党の水俣病問題小委員会が水俣市を訪問
	12月11日	環境省の滝澤環境保健部長らが初めて関西訴訟原告宅を謝罪訪問(大阪市)

水俣病関係年表

2004年(平成16年)	12月14日 自民党の水俣問題小委員会開催（党本部：東京永田町） 12月15日 全国保険医団体連合会が認定基準の見直し等を求め環境省と交渉 12月16日 水俣病出水の会が認定基準の見直し等を求め潮谷熊本県知事に要望書提出 12月17日 水俣市議会厚生常任委員会は水俣病患者3団体が提出した「未認定患者の救済を求める陳情」を全会一致で採択 12月20日 共産党の水俣病問題プロジェクトチームが水俣市を訪問 12月20日 水俣病出水の会は認定基準の緩和がない場合、申請者全員が検診拒否する意向を鹿児島県と熊本県に伝える 12月20日 水俣市議会公害環境特別委員会で水俣病の全面解決に向けた政府への決議案がまとまる 12月22日 熊本県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後200人超す（205人） 12月22日 環境省と熊本県の水俣病対策に関する2回目の協議（東京霞ヶ関） 12月22日 水俣病出水の会が認定基準緩和を求める要望書を熊本県に提出 12月24日 水俣病出水の会が不知火海沿岸に住む未認定患者ら103人分の認定申請 12月24日 鹿児島県の認定申請が18年ぶりに200人超す（204人） 12月27日 本年度の水俣湾魚類水銀調査でカサゴのメチル水銀量が国の基準を上回った問題で熊本県は検討会議を設置（委員10人：会長藤木県環境センター館長） 12月28日 関西訴訟原告・弁護団と水俣病被害者の会全国連絡会が潮谷熊本県知事に一刻も早い療養費支給を要望
2005年(平成17年)	1月6日 水俣病市民会議事務局長の松本勉氏が「水銀（みずがね）」第3集を自費出版 1月8日 第10回水俣病事件研究会開催（御所浦町地域開発研究センター） 1月12日 第7回水銀汚染などに関する研究フォーラム開催（水俣病情報センター） 1月14日 水俣病出水の会が不知火海沿岸に住む未認定患者ら75人分の認定申請 1月17日 水俣病出水の会が不知火海沿岸に住む未認定患者ら27人分の認定申請を熊本県に初めて集団申請 1月18日 熊本県が任期切れで委員不在となっている県水俣病認定審査会の前委員に再任の要請を開始（1/31までにすべての前委員20人に要請） 1月18日 環境省幹部が関西訴訟の最高裁判決後初めて現地入り 1月19日 環境省幹部が水俣市を訪問、江口市長や患者団体と会談 1月19日 鹿児島県が環境省に対し総合対策医療事業や認定審査業務等の費用に関して関西訴訟の最高裁判決を踏まえた財源対策を要請 1月20日 環境省幹部が熊本県を訪問、潮谷知事と会談 1月29日 鹿児島県が「認定業務を従来の基準で実施する」と水俣病出水の会に回答 1月29日 環境省の滝澤環境保健部長が金澤熊本県副知事と共に熊本県内に帰郷した関西訴訟の原告4人に謝罪訪問 1月31日 水俣湾魚類水銀調査を再度実施 1月31日 環境省は新たな水俣病対策案の3月中の決定に向け与党や関係自治体との本格調整に入る方針を決定し「基本指針」をまとめる 1月31日 熊本県が水俣病出水の会に「認定基準は県独自に判断できず国が示した基準で実施せざるを得ない。」と回答 2月1日 自民党水俣問題小委員会において環境省が基本方針を説明（党本部）

2005年(平成17年)	2月2日	公明党が水俣病問題小委員会を開き環境省と熊本県に対して年度内の対策案決定に向けて調整を急ぐよう要請(東京永田町)
	2月3日	水俣病出水の会が31人分の認定を水俣市を通じて熊本県に申請
	2月4日	環境省の滝澤環境保健部長が水俣市等を訪れ平成7年政府解決策で和解に応じた患者3団体に基本方針を説明
	2月4日	水俣市議会が平成7年政府解決策で和解に応じた患者3団体との意見交換会開催(水俣市役所4階:全員協議会室)
	2月5日	民主党水俣病対策ワーキングチームが水俣市と津奈木町の認定申請者を診察している医師と意見交換
	2月5日	熊本県に認定申請している津奈木町等の40人が新たな未認定患者の団体「水俣病被害者芦北の会:森下紀裕会長」を結成
	2月7日	鹿児島県が水俣病出水の会60人分の認定申請を受理
	2月7日	社民党水俣病対策特別委員会委員長が水俣市で患者団体幹部と意見交換
	2月8日	水俣病出水の会が環境省と初交渉(東京霞ヶ関)
	2月14日	熊本県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後400人超す(423人)
	2月15日	熊本県議会が臨時会を開き水俣病対策特別委員会の設置を全会一致で議決
	2月20日	水俣病不知火患者会(大石利生会長)発足
	2月21日	鹿児島県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後400人超し過去最高(426人)
	2月22日	環境省が関西訴訟最高裁判決後初めて勝訴原告に療養費を支給する方向で検討に入ったことを原告・弁護団に伝える
	2月24日	環境省が地域再生も視野に入れた対策案とする考えを示す
	2月25日	潮谷熊本県知事が療養費支給に関し国と同額の2分の1には疑問を示す
	2月28日	熊本県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後500人超す(503人)
	3月3日	水俣病被害者芦北の会が熊本県知事と県議会議長に救済を求める要望書提出
	3月4日	熊大文学部の丸山定巳教授最終講義テーマは「水俣病事件と地域社会」
	3月8日	水俣病出水の会が環境省に会員一人当たり700万円の一時金を要求
	3月9日	自民党水俣問題小委員会で水俣病対策に係る国県の負担割合検討
	3月10日	環境省事務次官が療養費の負担割合について国と県の折半を変える必要がないと述べる
	3月10日	熊本県と鹿児島県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後1,000人超す(1,043人)
	3月13日	「水俣病経験の普及啓発セミナー」で語り部の金子スミ子さんが体験談を語る(東京六本木:オリベホール)
	3月14日	水俣病出水の会が熊本県庁に申請者一人当たり一律700万円の一時金支給を求める要望書を提出
	3月14日	国の公害健康被害補償不服審査会が男性(67歳)の水俣病認定申請を棄却した熊本県の処分を取り消す
	3月16日	熊本県議会水俣病対策特別委員会が新たな水俣病対策の環境省素案を同省の滝澤環境保健部長から聞く
	3月16日	環境省が新対策の保健手帳交付は認定申請取下げが前提になることを表明
	3月22日	水俣市や新潟市の患者団体や認定申請団体等計6団体が新たな水俣病対策案について要求書を提出(東京永田町:参議院議員会館)
	3月23日	自民党水俣問題小委員会がチッソ(株)から経営状態等の事情聴取

水俣病関係年表

2005年(平成17年)	3月24日 環境省が自民党水俣問題小委員会で保健手帳の補助上限を撤廃し医療費全額支給を示す
	3月24日 江口水俣市長が自民党水俣問題小委員会で新たな水俣病対策について地元自治体1市3町(水俣市・芦北町・津奈木町・御所浦町)の要望書を提出
	3月24日 鹿児島県が水俣病の認定審査をする「公害健康被害認定審査会」委員の委嘱を見送る
	3月26日 水俣湾魚類水銀調査でカサゴのメチル水銀量が前回と同様0.36ppmで規制値を上回る
	3月26日 熊本学園大学の「水俣学」が文部科学省の補助事業に選定され5年間で1億円の補助を受ける
	3月28日 鹿児島県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後500人超す(552人)
	3月30日 水俣病資料館が語り部ビデオ9人全員分を制作
	3月30日 チッソ水俣本部の新日本窒素労組の組合事務所閉所式(あらせ会館)
	3月31日 自民党水俣問題小委員会において水俣病新対策の負担割合が国8割県2割に決着
	4月4日 熊本県議会水俣病対策特別委員会において水俣病新対策の負担割合が国8割県2割を満場一致で了承
	4月4日 環境省が出水市と水俣市を訪れ水俣病新対策を説明
	4月5日 潮谷熊本県知事と環境省事務次官が水俣病新対策の具体化に向け会談
	4月7日 小池環境大臣が水俣病新対策の全体像を正式発表
	4月7日 環境省が発表した水俣病新対策に患者及び認定申請者団体が批判
	4月7日 伊藤鹿児島県知事は水俣病新対策を「一定の進歩」があったと評価
	4月11日 水俣病不知火患者会、水俣病被害者芦北の会、水俣病出水の会の3団体が水俣病新対策について環境省との意見交換を要望
	4月14日 水俣病被害者芦北の会が医療手帳の再開や一時金支給を求めて小池環境大臣に要求書を郵送
	4月21日 熊本県市長会の春季定例会において水俣病早期解決に関する決議を全会一致で採択
	4月22日 水俣病出水の会が環境省を訪れ一時金支給等を要望
	4月23日 熊本県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後1,000人超す(1,018人)
	4月25日 チッソ水俣病患者連盟が小池環境大臣と潮谷熊本県知事に認定基準の再検討等を求める要求書を送付
	4月28日 水俣病患者平和会が環境省を訪れチッソ支援の要望書を提出
	4月30日 「水俣病事件を考える集い」が公民館で開かれる
	4月30日 久留米工業大丸山教授らが「不知火海研究プロジェクト」を開始
	4月30日 第7回ノーモアミナマタ環境賞授賞式、2団体を表彰
	5月1日 平成17年度水俣病犠牲者慰靈式開催(14回目:水俣市文化会館)
	5月6日 民主党水俣病対策ワーキングチームが水俣市で患者団体と意見交換
	5月9日 関西訴訟原告・弁護団は小池環境相が設ける「水俣病問題に係る懇談会」に対して現行の認定基準の見直し検討を申し入れ
	5月11日 小池環境大臣が水俣病を包括的に検証するため私的に設置した「水俣病問題に係る懇談会」の初会合(環境省)

水俣病関係年表

2005年(平成17年)	5月17日	熊本県と鹿児島県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後2,000人超す(2,010人)
	5月19日	民主党水俣病対策ワーキングチームが党独自の未認定患者救済策や環境省の対応について会合を開催(東京永田町)
	5月19日	チッソ株の決算で34年ぶりに黒字
	6月1日	水俣病新対策の第一弾となる関西訴訟の勝訴原告方に36人への医療費支給事業がスタート
	6月3日	水俣病被害者互助会(佐藤英樹会長)が設立
	6月14日	小池環境大臣の私的懇談会「水俣病問題に係る懇談会」第2回会合(環境省)
	6月20日	環境省が不在となっている水俣病認定審査会委員再任の要請開始
	6月21日	関西訴訟の勝訴原告1人が医療費支給手帳を返上
	6月22日	水俣病被害者芦北の会が医療手帳並みの救済を潮谷熊本県知事に要望
	6月23日	水俣病不知火患者会が新たな救済制度を潮谷熊本県知事に要求
	6月28日	環境省が熊本県と鹿児島県と共に今後の水俣病対策に関する説明会を開催(30日まで)
	7月4日	熊本県が水俣湾の魚類水銀調査の補足調査実施(29日まで)
	7月14日	自民党水俣問題小委員会が委員不在で機能停止している熊本・鹿児島両県の水俣病認定審査会を8月中旬まで再開するよう環境省等に指示
	7月21日	「水俣病問題に係る懇談会」委員が現地視察(26日も実施)
	7月27日	水俣病患者連合、水俣病被害者の会全国連絡会、新潟水俣病被害者の会の3団体が首相の謝罪等を小池環境大臣に要望
	7月29日	水俣病公式確認50年事業実行委員会発足
	8月2日	カナダ・オンタリオ州の水銀汚染で健康被害を受けた先住民2人が熊本県庁を訪問(4日は水俣市を訪問)
	8月4日	水俣病資料館の語り部5人が土呂久公害被害者と交流(宮崎県高千穂町)
	8月6日	水俣病互助会が「水俣病被害の実像を考える」講演会開催
	8月8日	熊本学園大学の「水俣学現地研究センター」が水俣市浜町にオープン
	8月10日	NPOみなまたが「新たにわかつてきた水俣病のはなし」を発行
	8月18日	水俣病公式確認50年事業の事業検討部会初会合(水俣市立総合体育館)
	8月23日	水俣病出水の会が環境省に一時金支給等の要望書を提出
	8月23日	胎児性患者の記録映画「水俣わが故郷 - ほっとはうす流もやい直し」が完成
	8月25日	水俣市、津奈木町、芦北町、御所浦町、出水市、東町の6市町と議会が認定審査会の早期再開等を求める要望書を熊本県と県議会に提出(同様の要望書を26日に環境省、30日に鹿児島県に提出)
	8月26日	環境省が水俣病新対策に係る来年度予算に27億6千万円を要求
	9月5日	熊本県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後2,000人超す(2,004人)
	9月6日	「水俣病問題に係る懇談会」の第4回会合(環境省)
	9月8日	水俣病出水の会が国、熊本と鹿児島の両県、チッソの4者を被申立人と九州弁護士会連合会の人権擁護委員会に人権救済を申立
	9月16日	環境省が水俣病新対策として実施する新保健手帳について患者団体に説明
	9月16日	水俣病不知火患者会が国、熊本県、チッソを被申立人と日本弁護士連合会の人権擁護委員会に人権救済を申立
	9月26日	水俣病出水の会がチッソ水俣本部前で抗議の座り込み開始

水俣病関係年表

2005年(平成17年)	9月26日	熊本県と鹿児島県の認定申請が関西訴訟最高裁判決後3,000人超す(3,018人)
	9月28日	環境省と熊本県が新保健手帳の患者団体向け説明会を水俣市と出水市で開催
	10月3日	水俣病不知火患者会の50人が国と熊本県、チッソに1人当たり850万円総額4億2千5百万円の損害賠償を求めて熊本地裁に提訴
	10月4日	水俣病不知火患者会の提訴を受け小池環境大臣が改めて認定基準を見直さないことを強調
	10月4日	熊本県議会水俣病対策特別委員会の杉森委員長が環境省を訪れ認定基準の見直しと認定審査会の再開を要望
	10月5日	環境省が新保健手帳について住民説明会を開始(7日まで)
	10月6日	熊本県市議会議長会が九州市議会議長会に認定審査会の早期再開要望を共同提案することで一致
	10月13日	新保健手帳の申請受付開始(熊本県・鹿児島県・新潟県)
	10月14日	水俣病不知火患者会の提訴に対し小池環境大臣が和解しないことを表明
	10月16日	関西訴訟最高裁判決から1年を機に水俣病互助会と水俣病被害者互助会が講演会「水俣病事件を問う」を開催
	10月25日	「水俣病問題に係る懇談会」の第5回会合(環境省)
	10月30日	水俣病不知火患者会が決起集会で司法闘争の方針確認(水俣市文化会館)
	10月31日	熊本県が本年度2回目の水俣湾魚類水銀調査実施(11月11日まで)
	10月31日	チッソ水俣本部前で座り込みを続けていた水俣病出水の会が後藤チッソ会長宛の要求書を同社に提出
	10月31日	第三次小泉改造内閣で留任した小池環境大臣が現行の方針を維持することを表明
	11月8日	第2回水俣病公式確認50年事業実行委員会開催
	11月11日	チッソ水俣病関西訴訟団が水俣病公式確認50年事業実行委員会を脱退
	11月11日	潮谷熊本県知事が全国都道府県知事会議において小泉首相に対し政府一丸となった水俣病対策を要望(首相官邸)首相は言及せず
	11月12日	熊本県保険医師会がシンポジウム「今水俣病を語る」を開催(熊本市水前寺)
	11月14日	水俣病不知火患者会の第2陣504人が熊本地裁に追加提訴
	11月16日	水俣病被害者芦北の会が江田環境副大臣に未認定患者の救済要望(環境省)
	11月28日	「水俣病問題に係る懇談会」の第6回会合(環境省)
	11月29日	熊本県と鹿児島県が新保健手帳の交付開始(第1陣366人:交付率77%)
	12月1日	水俣病公式確認50年事業実行委員会がホームページ開設
	12月6日	水俣病患者平和会、水俣病患者連合、水俣病被害者の会全国連絡会、新潟水俣病被害者の会の平成7年政府解決策で和解に応じた4団体が補償水準の維持を小池環境大臣に要望
	12月7日	自民党水俣問題小委員会が環境、財務、総務等の関係省に対し熊本・鹿児島両県の財政負担軽減を要請
	12月9日	水俣病不知火患者会が熊本県に認定制度見直しを要望
	12月18日	日本精神神経学会が小池環境大臣と熊本・鹿児島両県の知事に対し認定審査委員会への委員就任を受諾した医師の公開を要望
	12月19日	水俣病不知火患者会の第3陣136人が熊本地裁に追加提訴

水俣病関係年表

2005年(平成17年)	12月20日	水俣病互助会、水俣病被害者互助会が新保健手帳の交付条件の緩和等を求めて潮谷熊本県知事に要望書を提出
	12月21日	国、熊本県、チッソ(株)の3者が水俣病不知火患者会の提訴に争う姿勢を示す
	12月22日	政府がチッソ(株)の業績好調を理由に内部保留額の増額を認めた3年間の特別措置を来年度延長しない方針を固める
	12月24日	環境省の水俣病新対策に係る来年度予算が27億5千2百万円で閣議決定
	12月26日	水俣病不知火患者会の国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論
	2006年(平成18年) 1月1日	今年が水俣病公式確認50年に当たることから「水俣YEAR(水俣年)の始まり」(NHKラジオ行く年来る年で全国に放送)
	1月4日	伊藤鹿児島県知事が国の水俣病対策の遅れを批判
	1月7日	熊本学園大学が「水俣病事件研究交流集会」を開催(8日まで)
	1月9日	水俣病の検診に携わる医師や訴訟に関わる弁護士らの初会合(熊本学園大学)
	1月12日	チッソ(株)が創立から100周年
2006年(平成18年)	1月12日	相思社がW・ユージン・スミス写真展を開催(もやい館:17日まで)
	1月16日	水俣病不知火患者会と水俣病被害者芦北の会が不知火海沿岸住民の健康調査等を潮谷熊本県知事に要望
	1月17日	「水俣病問題に係る懇談会」の第7回会合(環境省)
	1月17日	熊本県が水俣湾魚類水銀検討会議において水銀調査結果が規制値以下であったことを報告(県庁)
	1月23日	チッソ(株)が創立100周年謝恩会を開催(東京・虎ノ門)
	2月3日	日本精神神経学会の倫理関連問題委員会が環境大臣の私的懇談会委員に対し現行の認定基準を公正に議論するよう要請
	2月7日	「水俣病問題に係る懇談会」の第8回会合(環境省)
	2月9日	九州弁護士連合会人権擁護委員会が水俣病被害の実態調査に入る方針を決定
	2月9日	鬼塚巖の写真・映像展「おるが水俣」を相思社が開催(もやい館:14日まで)
	2月9日	故川本輝夫の証言を収録した「水俣病誌」が出版
	2月9日	環境省の炭谷事務次官が環境大臣の私的懇談会の役割について「認定基準の議論は懇談会の使命と考えていない。」と述べる。
	2月9日	自民党水俣問題小委員会(松岡利勝委員長)が水俣病公式確認50年となる5月1日までに認定審査会を再開するよう環境省に要請
	2月14日	水俣病公式確認50年事業実行委員会がポスターとロゴマーク発表
	2月18日	環境省が「水俣病経験を次世代に伝えるセミナー」を開催(東京・丸の内)
	2月19日	第1回地域福祉シンポジウム(芦北町・きずなの里、水俣病公式確認50年事業)
	2月22日	水俣病不知火患者会は国家賠償請求訴訟で第4陣186人が追加提訴
	2月23日	水俣病関西訴訟最高裁判決で勝訴した原告2名が熊本県に水俣病と認定することを求めた
	2月24日	水俣病不知火患者会の国家賠償請求訴訟の第2回口頭弁論
	2月27日	宮本水俣市長が環境省を訪れ小泉首相の慰靈式への出席を要請
	2月28日	小池環境大臣が慰靈式に出席する意向を表明
	2月28日	環境省がアジア各国政府の環境行政担当者を対象に「水俣病普及啓発セミナー」を水俣市で実施(3月3日まで)
	3月1日	熊本県が不知火海沿岸住民の健康調査に抽出方式を提案

水俣病関係年表

- 3月2日 「水俣病問題に係る懇談会」の第9回会合（環境省）
3月3日 水俣病資料館の入館者が50万人突破
3月9日 自民党が国独自の新たな審査会設置に向け「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」の改正案を国会に提出することを決定
3月10日 チッソの新日本窒素労働組合の59年間の写真集完成
3月12日 みなまたの50年フォーラム開催（もやい館、水俣病公式確認50年事業）
3月15日 水俣市長が被害者救済に向けた不知火海沿岸住民の健康調査実施を期待
3月17日 熊本県が職員の理解を深めるため水俣病問題啓発セミナーを開催（県庁）
3月17日 環境省滝澤環境保健部長が水俣病認定基準を見直すための学識経験者による検討会設置を改めて否定
3月20日 「水俣病問題に係る懇談会」の第10回会合（環境省）
3月22日 小池環境大臣が閣議後会見で現行制度と対策を堅持
3月22日 「みなまた塾」第1回講座開催（水俣病情報センター、水俣病公式確認50年事業）
3月26日 九州弁護士会連合会人権擁護委員会が水俣病被害の実情把握（水俣市）
3月29日 江田環境副大臣が水俣市を訪れ患者と意見交換
3月29日 小泉首相が水俣病犠牲者慰靈式に出席しないことを表明
4月25日 衆議院で「水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」を採択
4月28日 水俣病公式確認50年の節目を迎え、小泉首相が「政府として責任痛感。率直におわび申し上げる」の談話を発表
4月30日 エコパーク水俣・親水護岸に「水俣病慰靈の碑」落成。魂入れの行事（水俣病公式確認50年事業）
5月1日 平成18年度水俣病犠牲者慰靈式を水俣病慰靈の碑前で開催。15回目。参列者約1,300人
5月17日 「みなまた塾」第2回講演会（水俣市もやい直しセンター、水俣病公式確認50年事業）
5月23日 「水俣写真・パネル展in新潟」（新潟県立環境と人間のふれあい館、水俣病公式確認50年事業）
7月2日 第2回地域福祉シンポジウム（つなぎ文化センター、水俣病公式確認50年事業）
7月13日 「みなまた塾」第3回講演会（福田農場、水俣病公式確認50年事業）
8月4日 ネイチャースクール2006（グリーンスポーツみなまた他、水俣病公式確認50年事業）
8月4日 「のさりの海へ - 水中写真展 - 」「坂本寧版画展」（つなぎ美術館、水俣病公式確認50年事業）
8月26日 おいしい・みなまたの集い（東京都・機械振興会館他、水俣病公式確認50年事業）
9月2日 「水俣病問題に係る懇談会」認定基準見直さず
9月7日 2006年度前期の水俣湾魚類水銀調査結果は国の暫定基準以下に
9月10日 第3回地域福祉シンポジウム（出水市音楽ホール、水俣病公式確認50年事業）
9月12日 水俣病出水の会が、1995年の政治解決策と同様の未認定被害者救済策の早期実現を求める要求書を熊本県知事あてに提出

水俣病関係年表

2006年(平成18年)	9月14日	「みなまた塾」第4回講演会(水俣市もやい直しセンター、水俣病公式確認50年事業)
	9月19日	「水俣病問題に関する懇談会」が環境大臣に提言書を提出
	9月22日	環境省が環境保健部内に「水俣病発生地域環境福祉推進室」を新設
	9月26日	安倍新内閣の若林正俊環境大臣が、就任会見に臨み、公式確認から50年を経過しても解決しない水俣病問題への取り組みについて、「これまでの長い経過を踏まえ、十分勉強していかないといけない」と発言
	9月29日	志ネットワーク青年塾と水俣青年会議所等との交流等(水俣市内、水俣病公式確認50年事業)
	10月3日	水俣病出水の会が「第二の政治決着」実現に向け、芦北、津奈木町の両町長に国・県への働きかけを求める要求書を提出
	10月4日	潮谷熊本県知事と中原熊本県議会水俣病特別対策委員長らが若林環境大臣と土屋副大臣に水俣病被害者の早期救済を訴える
	10月14日	「みなまたもやいの週」(水俣病公式確認50年事業) 創作舞台「水俣ば生きて」上演(水俣市文化会館、水俣病公式確認50年事業) 水俣病50年展(水俣病資料館他、水俣病公式確認50年事業)
	10月15日	チッソ100周年謝恩コンサート(水俣市総合体育館)
	10月21日	みなまたもやいの日(エコパーク水俣、水俣病公式確認50年事業) ミナマタメッセージ表彰、みなまたの約束発表、火のまつり、1000人コンサートほか
	10月23日	2006年度2回目の水俣湾魚類水銀調査を開始
	11月14日	「みなまた塾」第5回講演会(水俣市もやい直しセンター、水俣病公式確認50年事業)
	11月18日	第4回地域福祉シンポジウム(水俣市文化会館、水俣病公式確認50年事業)
	12月10日	「水俣病の50年」出版披露会(水俣市もやい直しセンター、水俣病公式確認50年事業)
	12月31日	水俣病公式確認50年から次の50年に向けて(エコパーク水俣親水緑地・~2007年1月1日、水俣病公式確認50年事業)
2007年(平成19年)	1月16日	水俣湾水銀調査対象魚、規制値下回る
	1月27日	みなまた曼荼羅話会(水俣市文化会館、水俣病公式確認50年事業)
	2月16日	水俣病認定申請5,000人となる
	3月1日	熊本県が2年ぶりに水俣病認定審査会を開催
	3月13日	水俣病公式確認50年事業実行委員会第5回総会を開催
	3月15日	熊本県が8年ぶりに水俣病患者認定(1名)
	3月26日	水俣病認定申請 国が不服審査請求を棄却
	4月30日	「水俣を見た7人の写真家たち展」水俣市立水俣病資料館で始まる ~10/31まで
	5月1日	水俣病犠牲者慰靈式(16回目)若林環境相ら参列者約700人